

下野市男女共同参画プラン（第二次）
（素案）

平成 27 年 9 月 18 日現在

下野市

(表紙裏・白)

目次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の趣旨.....	1
2 プランの基本的な考え方.....	2
3 プランの期間.....	3
4 プランの策定体制.....	3
5 男女共同参画を取り巻く近年の動き.....	4
第2章 下野市の男女共同参画の状況.....	5
1 統計資料等からみる下野市の状況.....	5
（1）人口・世帯の状況.....	5
（2）婚姻・離婚の状況.....	8
（3）福祉等の状況.....	9
（4）就業の状況.....	10
（5）審議会等委員への女性の登用状況.....	11
2 市民意識調査結果からみる現状と課題.....	12
（1）調査の概要.....	12
（2）調査結果.....	12
（3）調査結果からみえる課題.....	18
3 第一次プランの推進状況.....	20
（1）事業の進捗状況.....	20
4 下野市の男女共同参画をめぐる主な課題と方向性.....	24
（1）あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり.....	24
（2）女性の活躍を支える基盤づくり.....	24
（3）男女共同参画の実現に向けた意識づくり.....	25
第3章 計画の基本的な考え方と方向性.....	26
1 基本理念と将来像.....	26
2 基本目標.....	27
3 施策の体系.....	28
第4章 プランの内容.....	29
基本目標Ⅰ あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり.....	29
施策の方向Ⅰ-1 男女がともに働き続けられる職場づくりへの支援.....	29
施策の方向Ⅰ-2 意思決定の場への女性の参画拡大.....	31
施策の方向Ⅰ-3 男女がともに担う地域社会づくり.....	32

(目次裏・白)

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市は、お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現を目指し、総合的かつ計画的な施策を推進するため、平成20年3月に「シェアリング（わかちあい）しもつけ一下野市男女共同参画プラン」を策定しました。

現プランによる各種施策の推進や平成25年3月に策定した「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」の被害防止に向けた取組や関係機関との連携により、男女共同参画は着実に進展していますが、プラン策定から7年が経過し、その間、国の男女共同参画基本計画（第3次）策定、配偶者暴力防止法の改正、ワーク・ライフ・バランス憲章の改定、女性の活躍促進に向けた取組など、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、人口減少社会の到来や少子高齢化、核家族化の進展により、子育てや介護等、家庭や地域でのお互いに助け合い支え合う機能が弱まるなど社会構造が変化していることにより、労働力人口の減少や非正規労働者の増加、貧困格差の拡大といった現代社会の課題が挙げられます。

経済面においては、バブル経済崩壊後の低成長などにより産業構造が大きく変化しているとともに、事業のグローバル化に伴って、終身雇用制度の崩壊など我が国特有の雇用慣行の変化等、企業や雇用を取り巻く環境も変化しています。

さらに、世帯構成においては、単独世帯や共働き世帯の増加が続く一方で、家計面で、二人以上の世帯のうち勤労世帯における男性世帯主の収入が減少しています。こうした変化の中で、経済成長の担い手としての女性の可能性が注目され、多様な経験や価値観が反映された新たな市場の開拓などに期待がされています。特に、職業生活において女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することが一層重要となっていることから、平成27年2月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が閣議決定され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する方向が定められました。本法律の公布により、市町村は国が定める基本方針を勘案し、市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めることが努力義務となります。

こうした男女共同参画を取り巻く社会情勢に対応し、男女が共に支え合い、個性と能力を十分に発揮して、共に輝きながら心豊かに暮らすことができる地域づくりを目指し、「下野市男女共同参画プラン（第二次）」を策定するものとします。

プラン策定にあたっては、時代の潮流や市民意識の変化に応じ、目標設定や方向性の見直しを行うとともに、これまでの取組を評価・検証し、継続する施策、新たな展開を図る施策等を具体的に検討していくものとします。

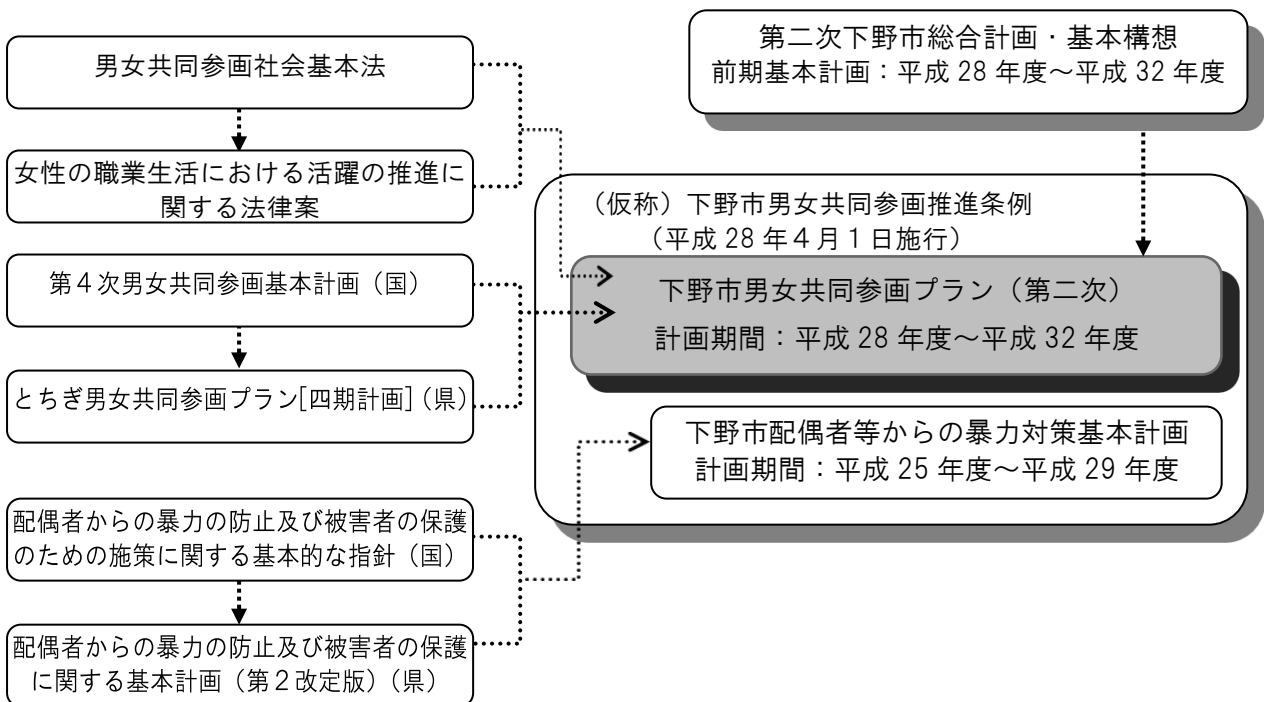
なお、同年男女共同参画に関する基本理念を定めた「(仮称)下野市男女共同参画推進条例」が策定されることから、その内容を踏まえた上でプランを策定するものとします。

2 プランの基本的な考え方

プランについては、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理とその取組の方向性及び施策の内容を示すものとし、次に掲げることを基本に策定するものとします。また、計画策定の段階から多くの市民参画の機会を設けながら進めるものとします。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」とする。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」に基づき、下野市における女性の活躍を促進するための施策を盛り込んだプランとする。
- (3) 「下野市総合計画」との整合を図ったプランとする。
- (4) 国及び栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案したプランとする。
- (5) 「(仮称) 下野市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいたプランとする。
- (6) 市民アンケート調査を実施することにより、男女共同参画に係る市民の現状や意見を把握し、調査結果により抽出された課題について施策に反映させるものとする。

■ プランの位置づけ



3 プランの期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を考慮し、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

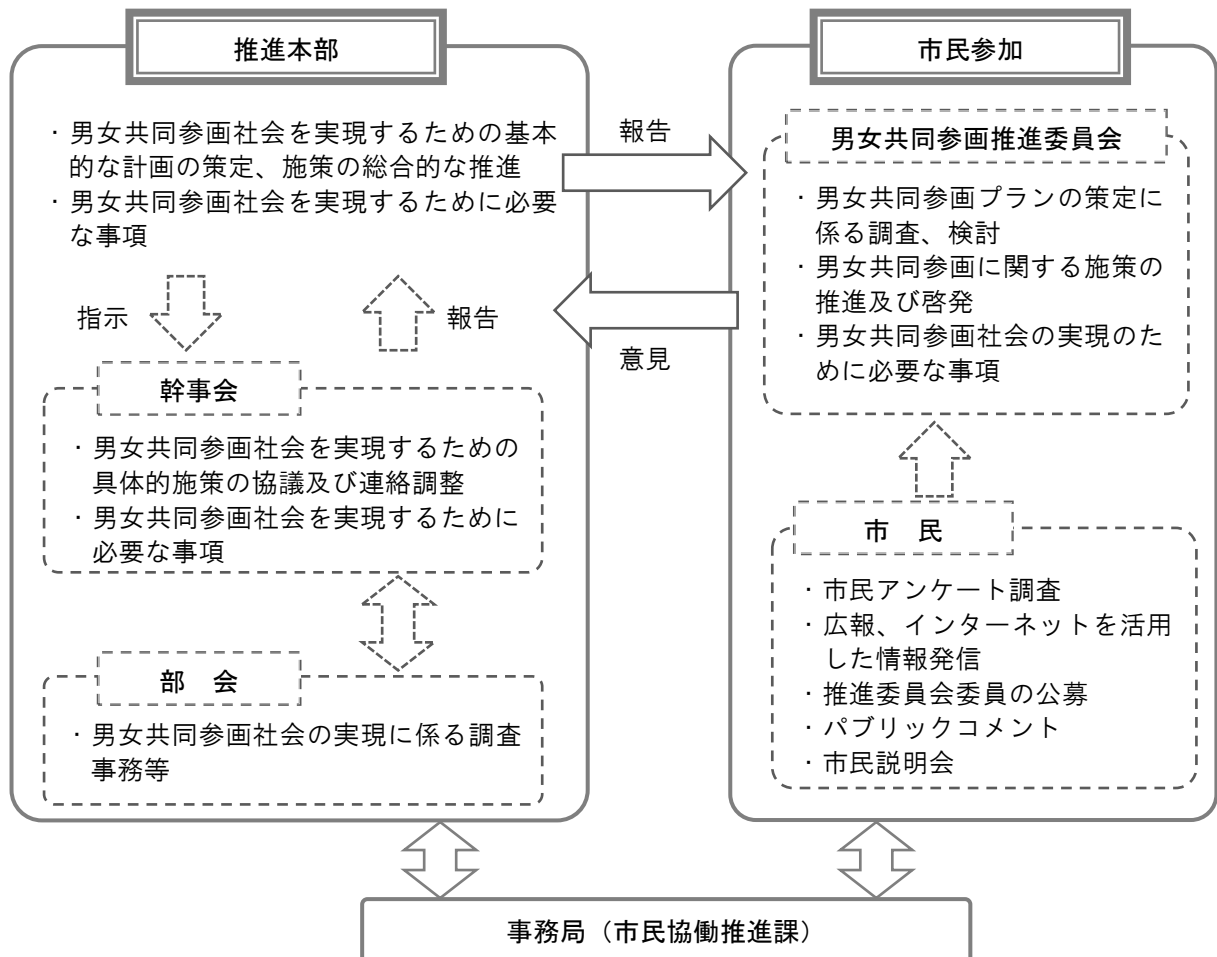
■ プランの期間

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
第二次下野市総合計画	基本構想（平成 20 年度～）				第二次総合計画									
	後期基本計画													
（仮称）下野市男女共同参画推進条例					条例施行									
下野市男女共同参画プラン（第二次）	第一次プラン				（5 年）									
				評価、改訂				評価、改訂						
下野市配偶者等からの暴力対策基本計画		（5 年）					次期計画（3 年）							

4 プランの策定体制

このプランは、以下のような体制により策定しました。

■ プランの策定体制



5 男女共同参画を取り巻く近年の動き

現在の我が国における男女共同参画の取組は、平成 22 年（2010 年）12 月に閣議決定された「第 3 次男女共同参画基本計画」に基づき推進されています。この計画では、実効性の高いアクション・プランとするため、15 の重点分野において「成果目標」が掲げられました。また、平成 27 年（2015 年）に新たな「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

栃木県では、平成 23 年（2011 年）3 月に策定された「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」に基づき各種男女共同参画に係る取組が推進されています。栃木県においても、「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」の策定に向けて、取組が進められています。

■第一次プラン策定以降の男女共同参画を取り巻く社会の動向

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	下野市の取組
2009 （平成 21）		・「育児・介護休業法」改正		
2010 （平成 22）	・第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 ・「ワーク・ライフ・バランス憲章」改定		
2011 （平成 23）	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足		・「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」策定 [H23～27] ・とちぎ男女共同参画センター開所	・「下野市男女共同参画プラン市民意識調査」実施
2012 （平成 24）	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次改定版）策定 [H24～28]	
2013 （平成 25）		・「日本再興戦略」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		・「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 [H25～29]
2014 （平成 26）		・すべての女性が輝く社会づくり本部の設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 ・「仕事と介護の両立支援」のポータルサイト開設	・「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」策定に向けた意識調査の実施	・「下野市男性も女性も共に輝く社会づくりに関するアンケート調査」実施
2015 （平成 27）	・第 58 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）（ニューヨーク）	・「女性のチャレンジ応援プラン」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」閣議決定 ・「食料・農業・農村基本計画」閣議決定 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定		・「（仮称）下野市男女共同参画推進条例」検討

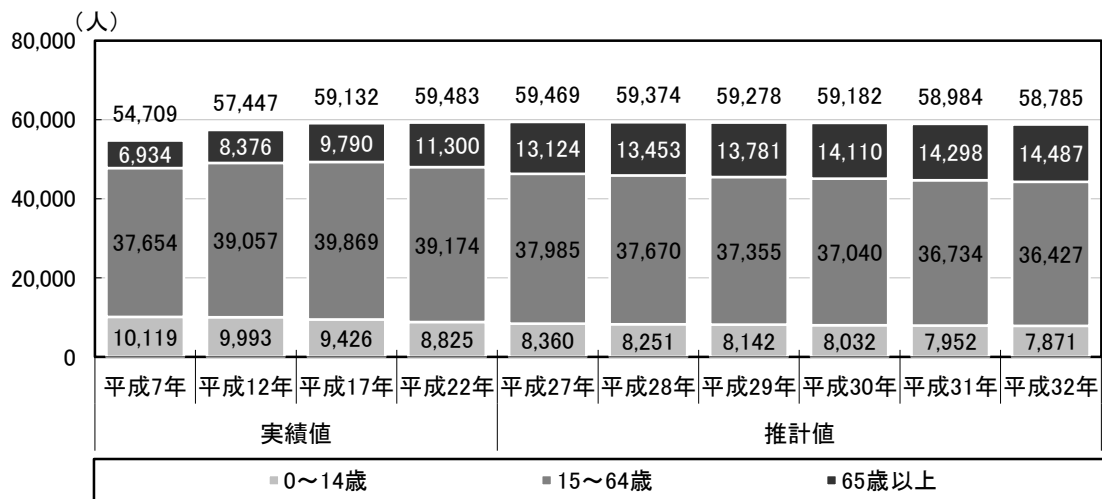
第2章 下野市の男女共同参画の状況

1 統計資料等からみる下野市の状況

(1) 人口・世帯の状況

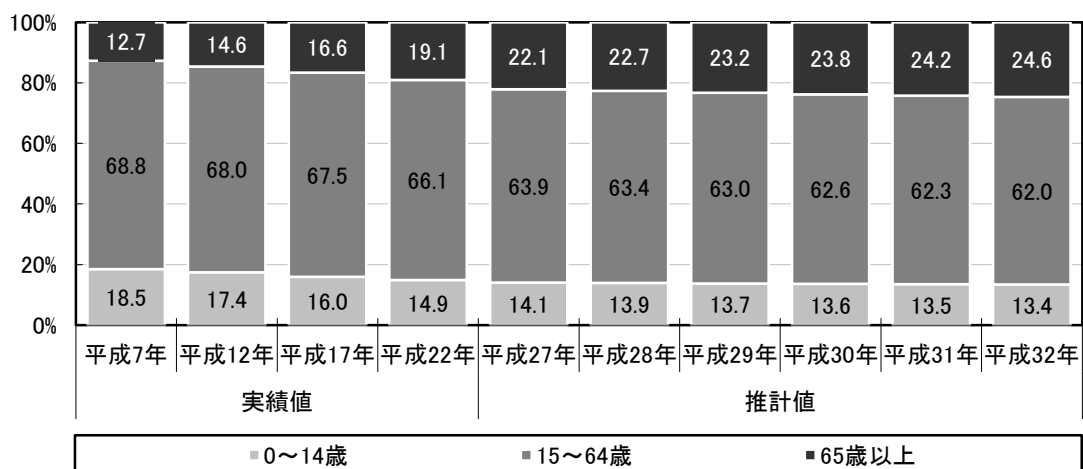
下野市の人口は微増傾向にありますが、今後は緩やかに減少していくことが見込まれています。年齢3区分別人口をみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少しており、65歳以上の高齢者人口は増加していることから、下野市においても少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移



資料：平成22年までは国勢調査、平成27年以降は市総合計画

■年齢3区分別人口構成比の推移



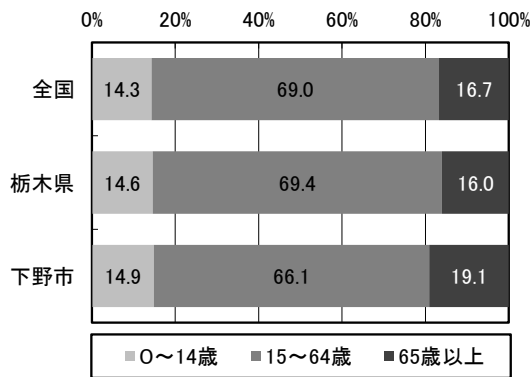
資料：平成22年までは国勢調査、平成27年以降は市総合計画

平成 22 年の国勢調査の結果から年齢 3 区分別人口をみると、全国、栃木県に比べて下野市では 0～14 歳の年少人口割合が高いにも関わらず、65 歳以上の高齢者人口割合も高くなっています。このことから、下野市は 15～64 歳の生産年齢人口割合が低いことがうかがえます。

下野市の人口性比は女性 100 に対し男性 98.1 と、若干ではありますが女性が多くなっています。

また、日本創成会議の人口問題検討分科会の試算によれば、下野市の 2040 年における「20～39 歳女性」の将来推計人口は、50%以上減少と試算された「消滅可能性都市」には該当していませんが、大都市圏等への人口移動が収まった場合では 35.1%減少し、収まらない場合では 36.4%減少すると試算されています。

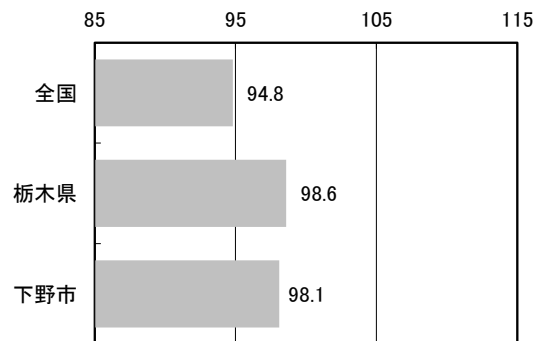
■年齢 3 区分別人口割合（全国・栃木県比較）



資料：国勢調査（平成 22 年）

■人口性比（全国・栃木県比較）

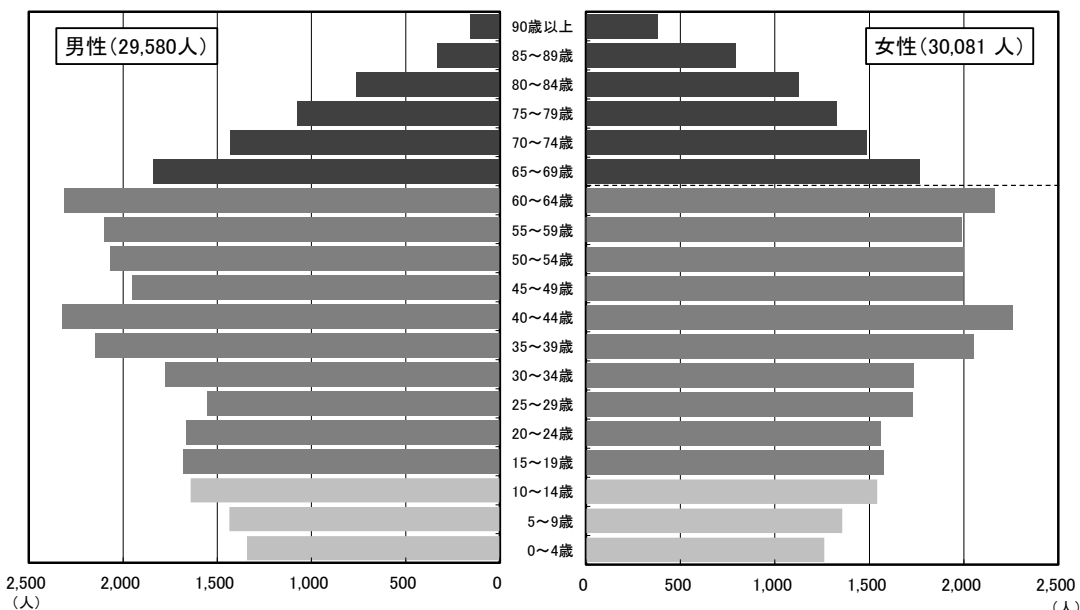
※女性を 100 とした場合の男性の比率



資料：国勢調査（平成 22 年）

下野市の人口を 5 歳階級別にみると、40～44 歳が最も多く、次いで 60～64 歳となっています。また、男女別にみると、30 歳代以下で女性よりも男性が多くなっています。高齢期では、男性に比べて女性の平均寿命が長いので、70 歳以上で女性が男性を上回っています。

■5 歳階級別人口ピラミッド（男女別）

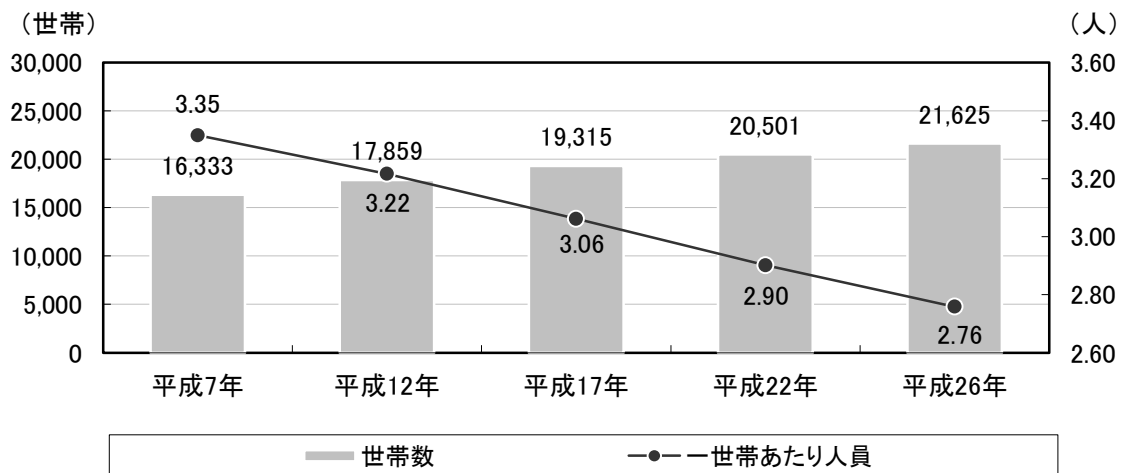


資料：栃木県毎月人口調査（平成 25 年 10 月 1 日現在）

世帯数の推移をみると、年々増加しており、平成26年10月1日現在で21,625世帯となっています。一方で、一世帯あたり人員の推移をみると、平成26年現在で2.76人と年々減少しており、世帯の少人数化が進行していることがうかがえます。

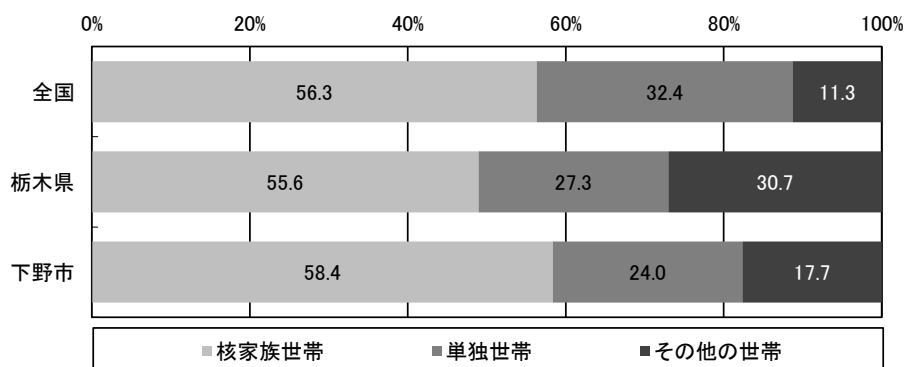
また、国勢調査の結果から世帯の状況をみると、徐々に単独世帯（世帯人員が1人の世帯）の割合が増加しているものの、全国、栃木県に比べると低い割合となっています。一方、核家族世帯の割合は全国、栃木県に比べると高くなっていることが特徴です。

■世帯数と一世帯あたり人員の推移



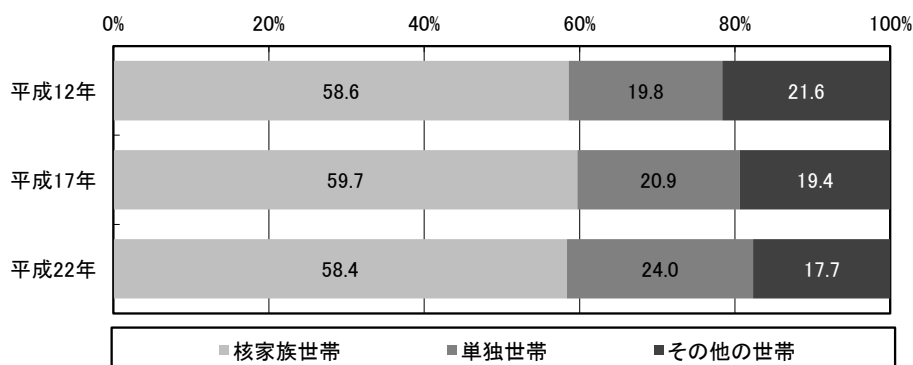
資料：平成7年～平成22年は国勢調査、平成26年は栃木県毎月人口調査（10月1日現在）

■平成22年世帯構成比（全国・栃木県比較）



資料：国勢調査（平成22年）

■下野市の世帯構成比の推移



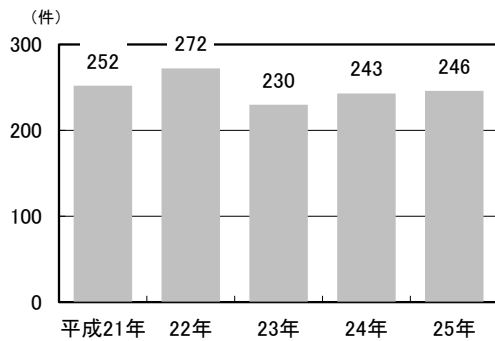
資料：国勢調査

(2) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、平成25年で246件と、平成23年にやや減少したものの、微増傾向にあります。離婚件数は平成21年から平成24年にかけて100件前後で推移してきたものの、平成25年では80件と減少しています。

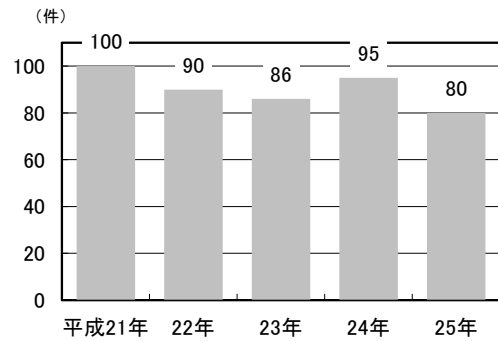
男女別の未婚率をみると、平成12年と平成22年を比較して、男女ともにすべての年代で未婚率が増加しています。男性では30歳代後半から40歳代前半、女性では30歳代の未婚率がこの10年間で高まっており、晩婚化の傾向がうかがえます。

■ 婚姻件数の推移



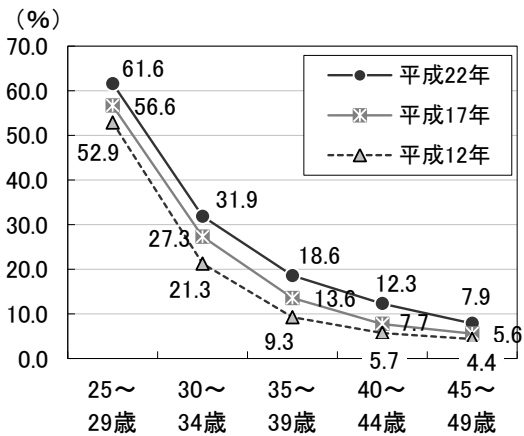
資料：栃木県人口動態統計

■ 離婚件数の推移



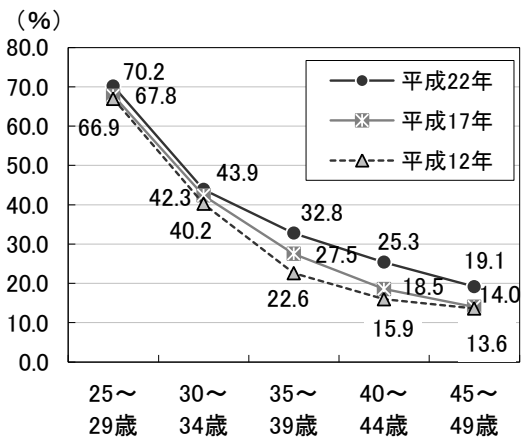
資料：栃木県人口動態統計

■ 女性の年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

■ 男性の年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

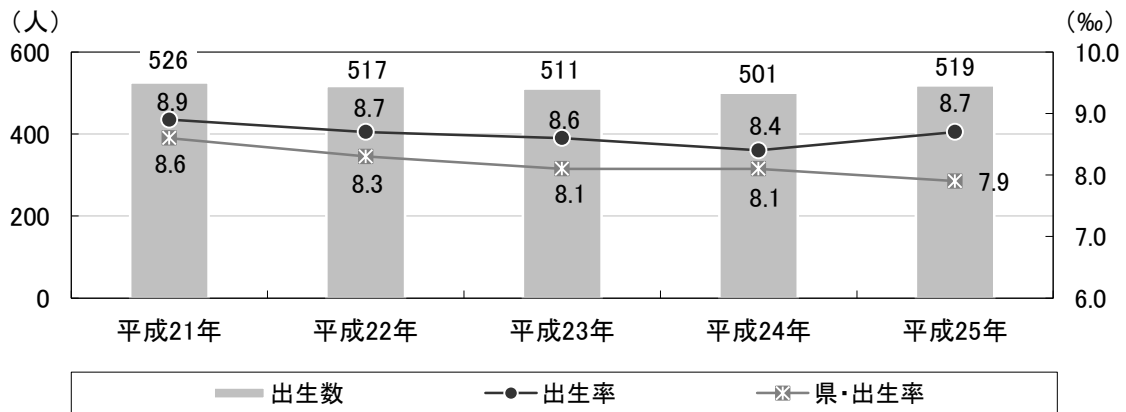
(3) 福祉等の状況

下野市の出生数は、近年 500 人を上回って推移しています。

出生率は、平成 24 年に若干減少したものの、平成 25 年には 8.7‰（千分率）となっています。また、栃木県の出生率と比較すると、いずれの年も県の値を上回って推移しています。

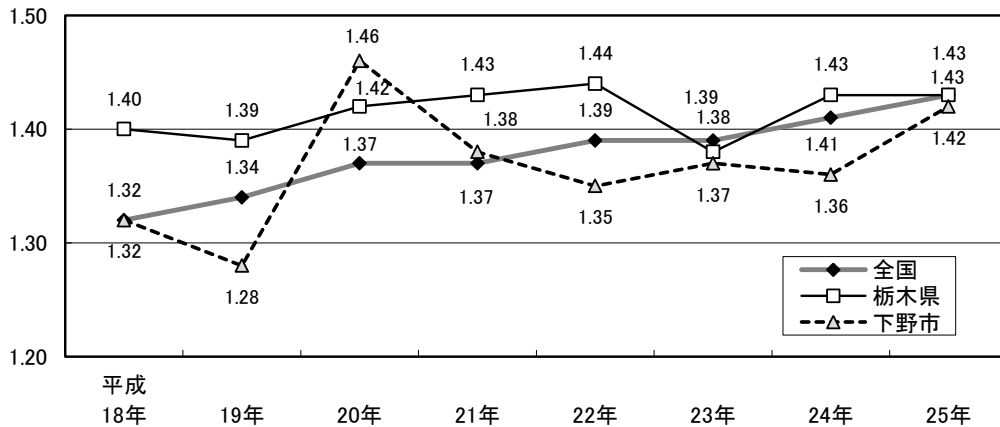
15 歳から 49 歳までの一人の女性が一生の間に生むと推測される子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国、栃木県、下野市いずれも増加傾向にあります。下野市は全国、栃木県に比べるとやや下回って推移しているものの、平成 25 年にはほぼ同水準まで増加しています。

■出生数及び出生率の推移（栃木県比較）



資料：栃木県人口動態統計

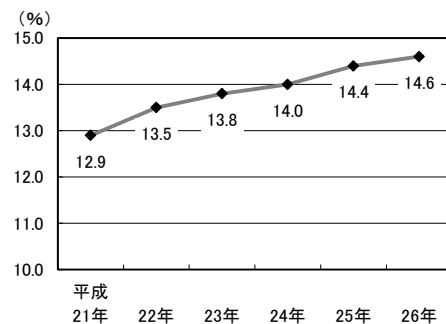
■合計特殊出生率の推移（全国・栃木県比較）



資料：栃木県人口動態統計

介護保険における認定率（65 歳以上の被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は、年々増加しており、何らかの支援や介護が必要な高齢者が増加していることがうかがえます。

■要介護認定率の推移



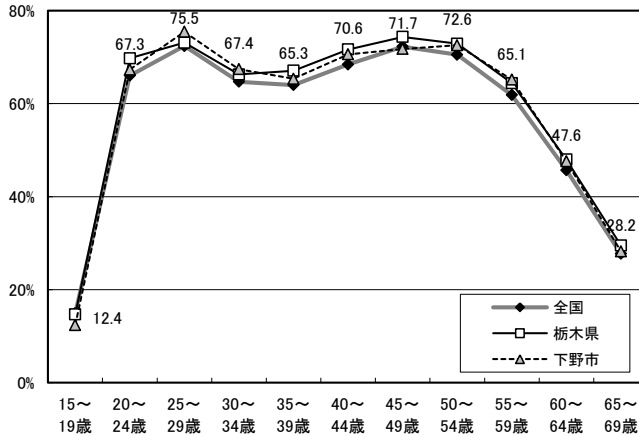
資料：介護保険事業状況報告（9月記載分）

(4) 就業の状況

女性の年齢別労働力率を全国、栃木県と比較すると、いずれも20代後半から30代前半にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇するM字曲線を描いています。全国、栃木県に比べて、本市では30歳代後半から40歳代の労働力率がより低くなっています。

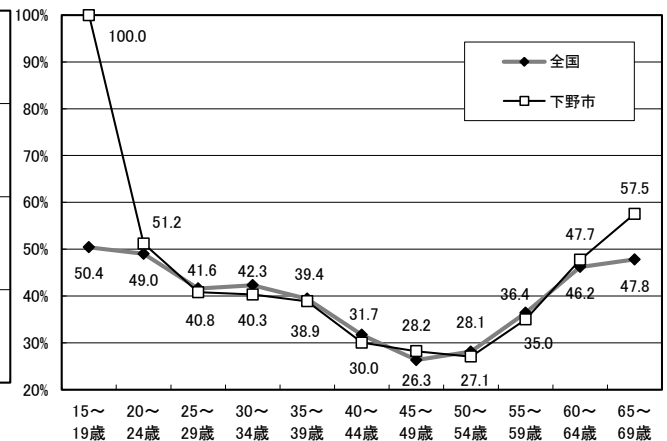
また、既婚女性のみに着目してみると、全国に比べて本市では20歳代から30歳代では「家事」に従事している割合がやや低くなっています。

■女性の年齢別労働力率（全国、栃木県比較）



資料：国勢調査（平成22年）

■既婚女性の家事従事者の割合（全国比較）



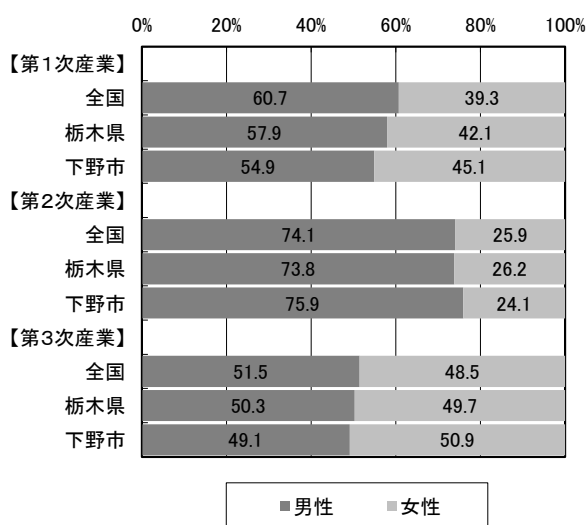
資料：国勢調査（平成22年）

※15歳以上人口に占める「非労働力人口」のうち「家事」（自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた）者の割合を示している。

産業分類別就業者数の男女比をみると、本市では全国、栃木県と比較して第2次産業で男性の割合が高くなっています。第3次産業では女性の割合が高く、50%を超えています。

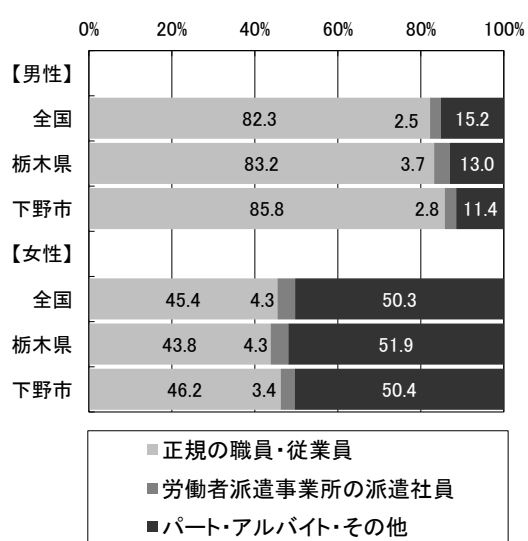
雇用者の雇用形態の状況をみると、男性では「正規の職員・従業員」が85.8%と最も多くの割合を占めていますが、女性では「パート・アルバイト・その他」が50.4%と半数以上を占めています。

■産業分類別就業者数の男女比（全国、栃木県比較）



資料：国勢調査（平成22年）

■男女別雇用者の状況（全国、栃木県比較）

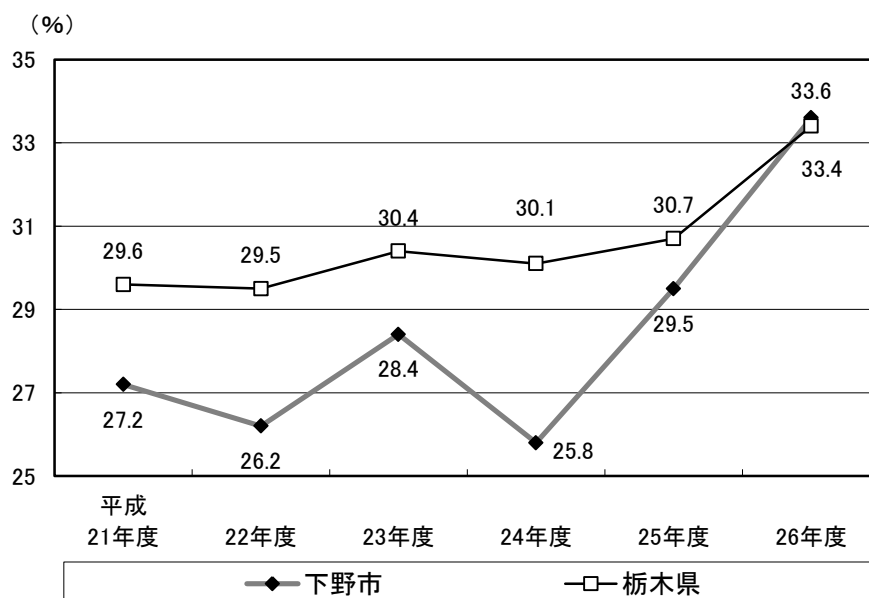


資料：国勢調査（平成22年）

(5) 審議会等委員への女性の登用状況

付属機関（法令設置）への女性登用率は平成 26 年 4 月時点で 33.6%となっており、この 1 年で大きく増加しています。また、栃木県と比較すると、ほぼ同じ状況となっています。

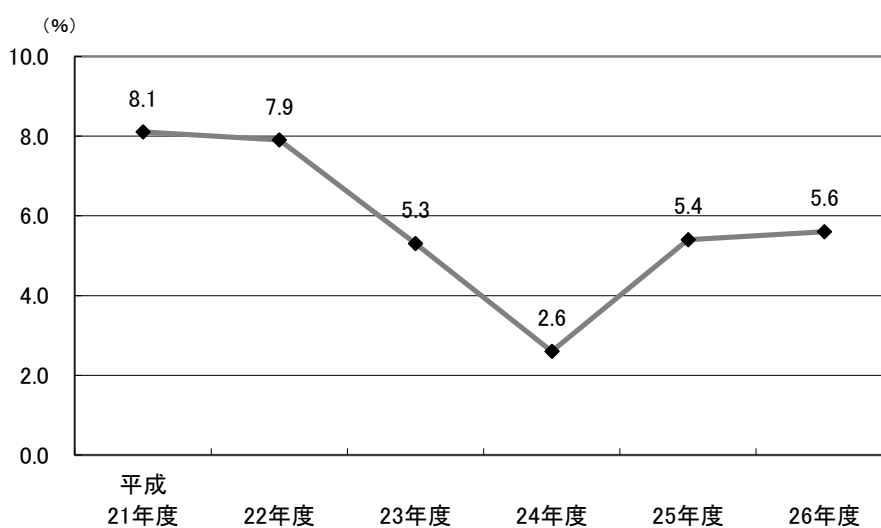
■ 審議会等委員への女性の登用率の推移（栃木県比較）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

市職員の管理職への女性登用率は平成 26 年 4 月時点で 5.6%となっています。

■ 下野市職員管理職への女性の登用率の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

2 市民意識調査結果からみる現状と課題

(1) 調査の概要

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

<市民意識調査の実施概要>

	内容
対 象	下野市に居住している 18 歳以上の市民 2,000 人を無作為に抽出
調査期間	平成 27 年 2 月 13 日から 2 月 28 日まで（3 月 9 日回収分まで反映）
調査方法	調査票による本人記入方式。郵送による配布、郵送による回収
有効回収数	666（回収率：33.3%）

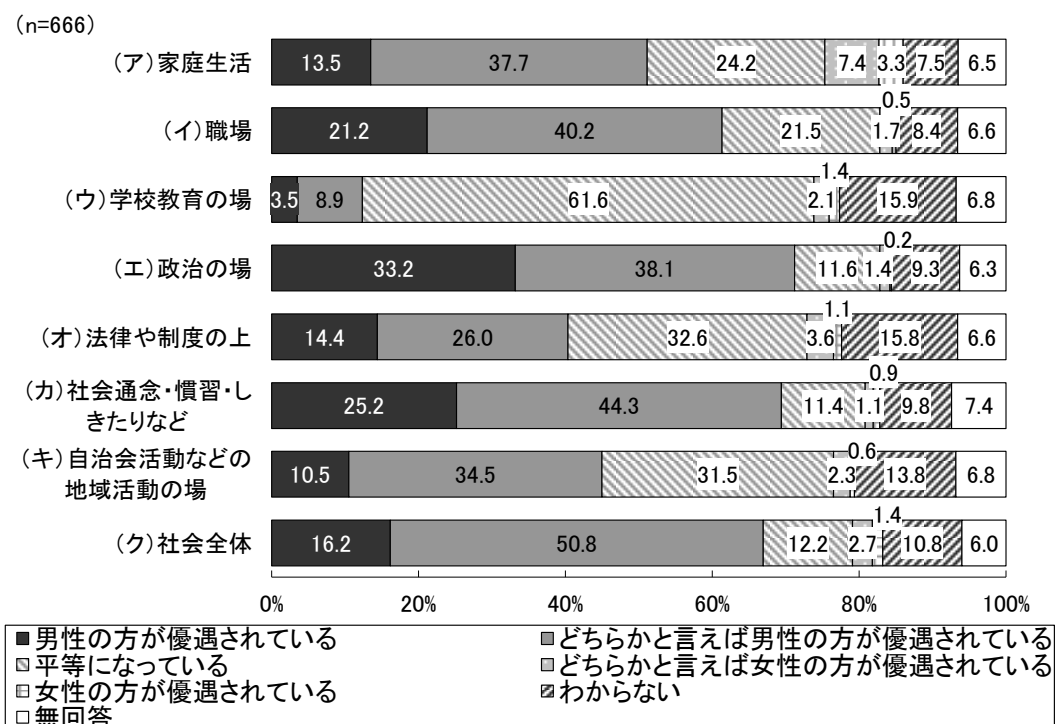
※グラフ中の「n」とは、Number of Casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

(2) 調査結果

①男女の平等感について

あらゆる分野における男女の平等感について、“男性優遇”、“男女平等”、“女性優遇”に分けてみていくと、“男女平等”が最も多いのは、[(ウ) 学校教育の場]で 61.6%、次いで[(オ) 法律や制度の上]が 32.6%、[(キ) 自治会活動などの地域活動の場]が 31.5%となっています。“男性優遇”が最も多いのは、[(エ) 政治の場]で 71.3%、次いで[(カ) 社会通念・慣習・しきたりなど]が 69.5%、[(ク) 社会全体]が 67.0%となっています。一方、“女性優遇”は[(ア) 家庭生活]で 10.7%と 1 割を超えている以外は 1 割に満たない回答となっています。

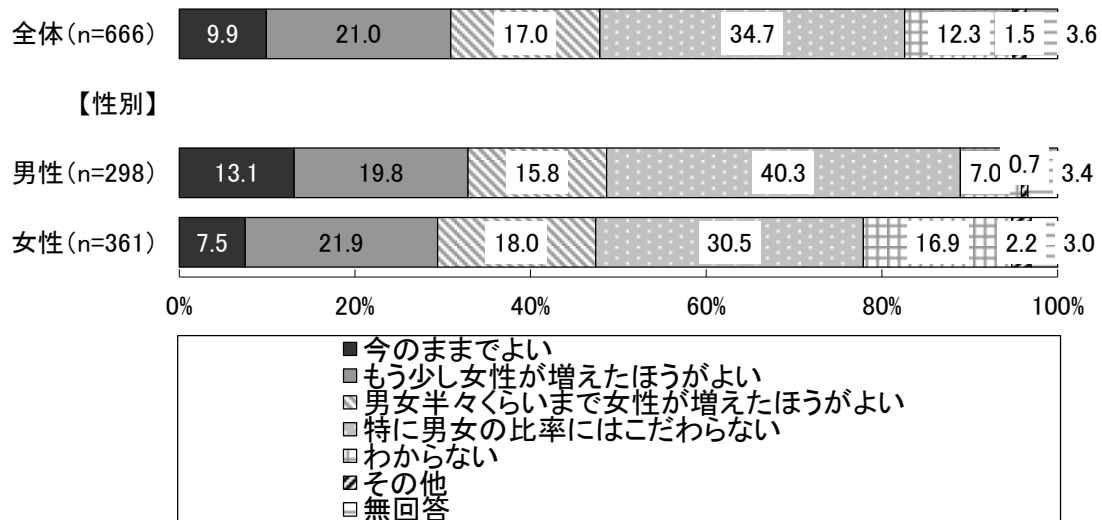
■あらゆる分野における男女平等感



②政策・方針決定過程や地域活動への女性の参画について

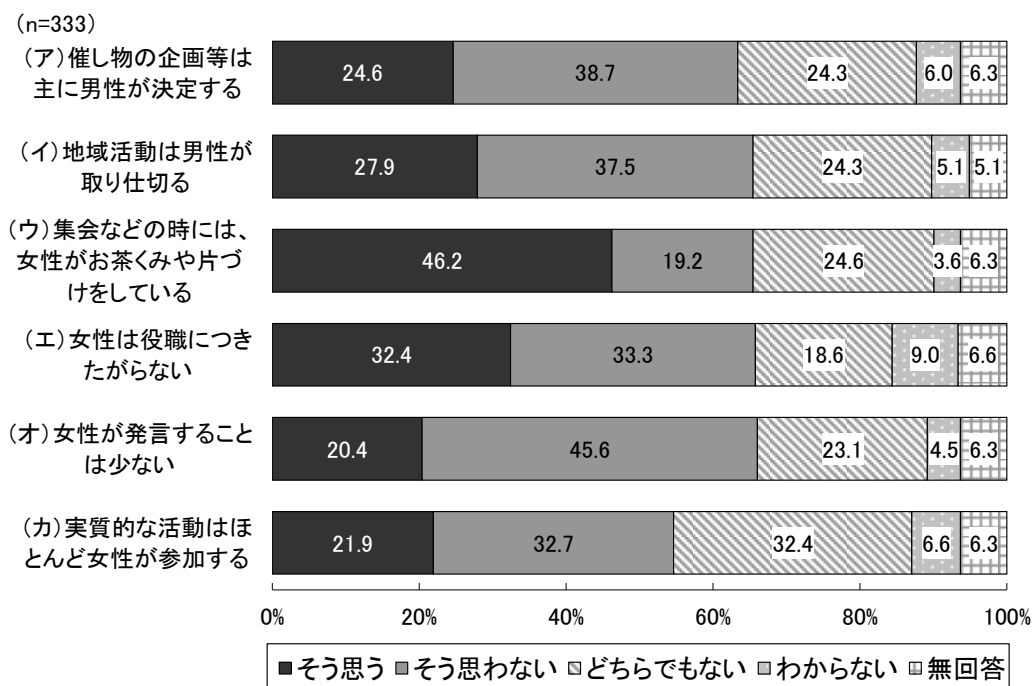
政策・方針決定の場への女性の参画については、「特に男女の比率にはこだわらない」が34.7%と、男女の比率にこだわらない人が最も多くなっている一方で、「もう少し女性が増えたほうがよい」や「男女半々くらいまで女性が増えたほうがよい」と、女性が増えたほうがよいと感じている割合が38.0%と、女性の参画を望む割合が多くなっています。

■市の審議会や委員会等の委員の女性の割合について



現在参加している地域活動の現状については、[(ウ) 集会などの時には、女性がお茶くみや片づけをしている]以外の項目では「そう思わない」が最も多くなっており、男女が共に地域活動に参画している状況となっています。

■現在参加している地域活動の現状



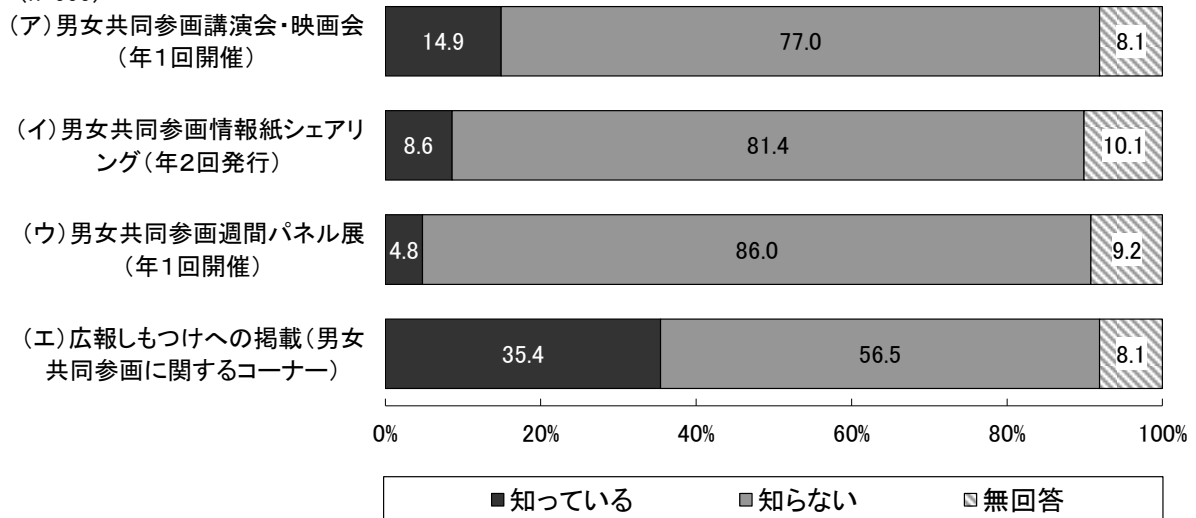
③市の事業の認知度と利用状況

市の事業の認知度については、[(エ) 広報しもつけへの掲載 (男女共同参画に関するコーナー)]で「知っている」が35.4%と最も多く、次いで「(ア) 男女共同参画講演会・映画会 (年1回開催)」が14.9%となっています。

利用状況についても、[(エ) 広報しもつけへの掲載 (男女共同参画に関するコーナー)]で「参加して(読んで)いる、参加して(読んで)みたい」が38.0%と最も多く、[(ア) 男女共同参画講演会・映画会 (年1回開催)]と[(イ) 男女共同参画情報紙シェアリング (年2回発行)]が2割台となっています。

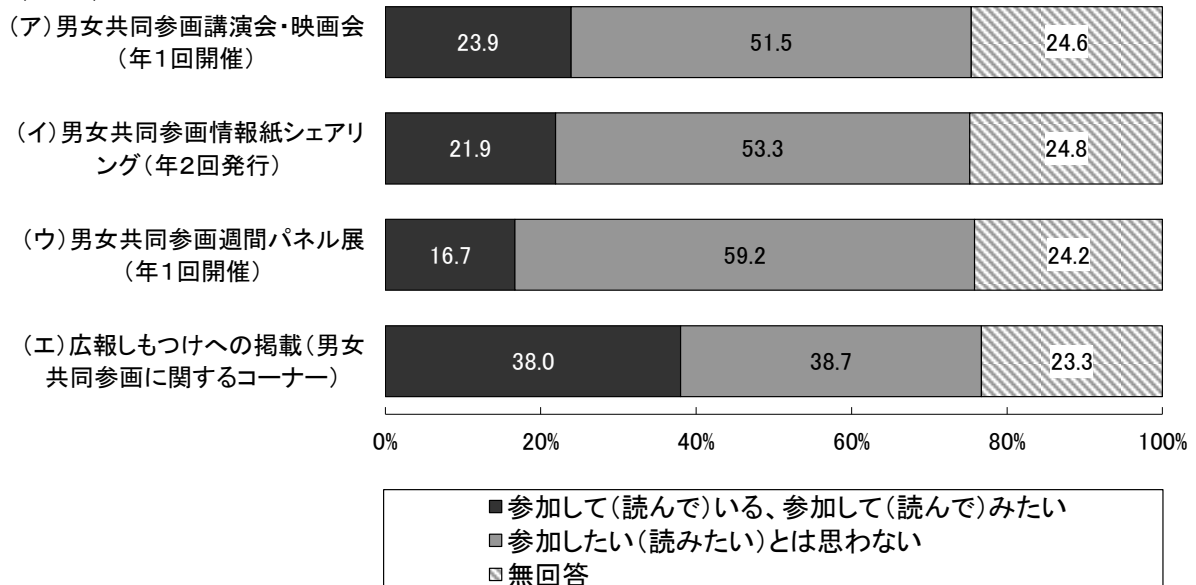
■市の事業の認知度

(n=666)



■市の事業の利用状況

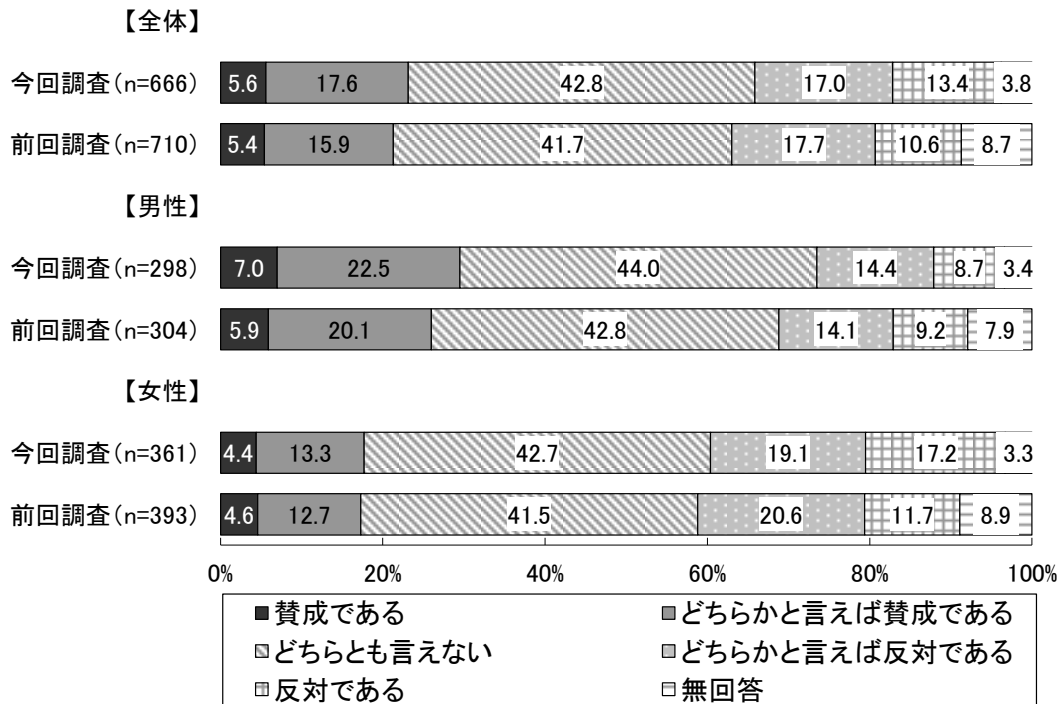
(n=666)



④固定的な性別役割分担意識について

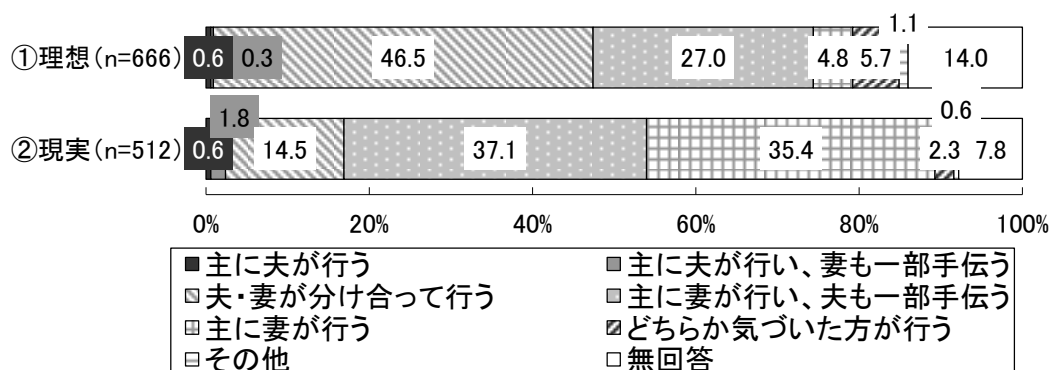
下野市において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、“賛成である（「どちらかと言えば賛成である」と「賛成である」を合わせた割合）”が23.2%、“反対である（「どちらかと言えば反対である」と「反対である」を合わせた割合）”が30.4%、と、反対する割合が多くなっており、固定的な役割分担意識について否定的な市民が多くなっています。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



家事の役割分担について、理想としては「夫・妻が分け合って行う」が46.5%と最も多くなっているものの、現実では「主に妻が行い、夫も一部手伝う」や「主に妻が行う」を合わせた“妻が行う”が72.5%と大半を占めており、固定的な役割分担に基づく行動をとっている人が多く、理想と現実でのギャップが大きくなっています。

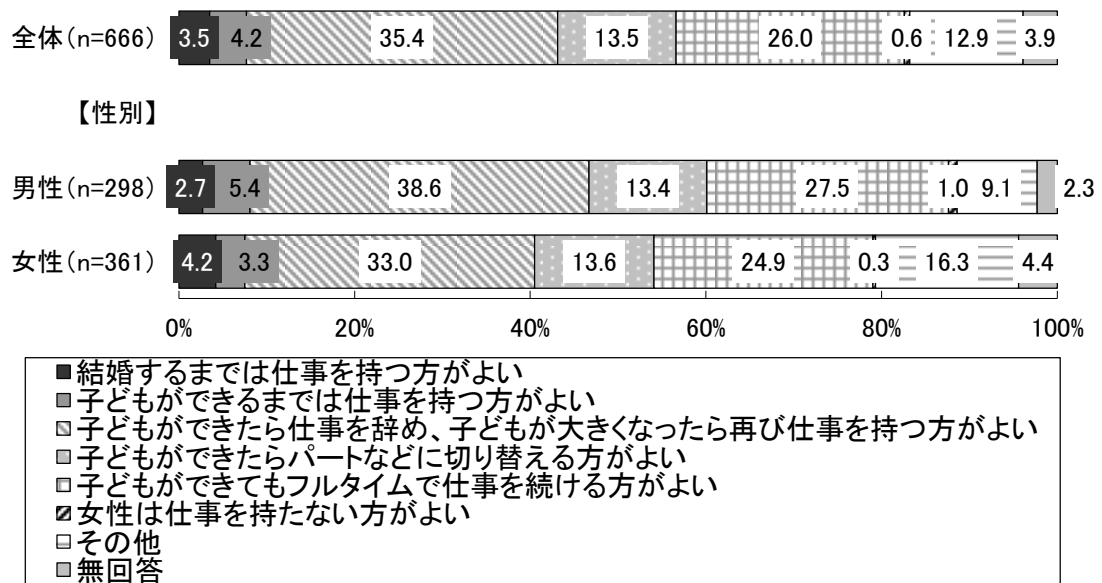
■家事（掃除・洗濯・食事の支度・食事の後片づけ）の役割分担の理想と現実



⑤女性の望ましい働き方について

女性の望ましい働き方の意識では、「子どもができれば仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が35.4%と最も多くなっています。しかし、「子どもができればパートタイムなどに切り替える方がよい」と「子どもができてフルタイムで仕事を続ける方がよい」を合わせると39.5%となっており、その差は4.1ポイントと、就労継続を希望する割合が再就職を希望する割合を上回っています。性別にみると、男性の差が2.3ポイント、女性の差が5.5ポイントとなっていることから、女性自身は就労継続を希望している割合が男性に比べて高い傾向にあることがうかがえます。

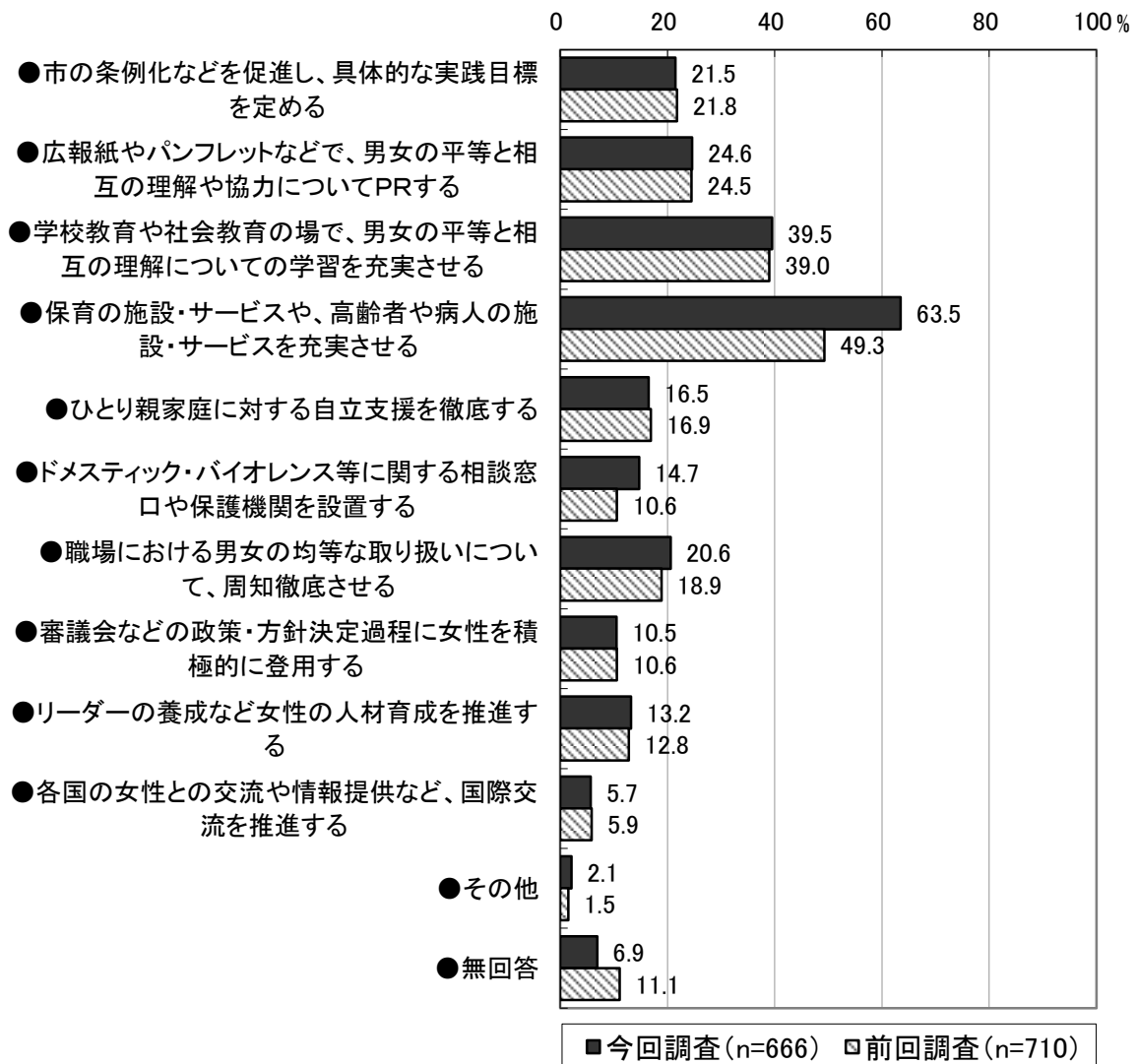
■女性の望ましい働き方



⑥市が力を入れるべきことについて

男女が共に活躍し、輝く社会づくりを行うために市が力を入れることとして、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設・サービスを充実させる」が63.5%と最も多く、前回調査と比較しても14.2ポイント増加しています。次いで、「学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解についての学習を充実させる」が39.5%、「広報紙やパンフレットなどで、男女の平等と相互の理解についての学習を充実させる」が24.6%となっています。

■男性も女性も共に輝く社会をつくるため、市が力を入れるべきこと



(3) 調査結果からみえる課題

調査結果からみえる課題を第一次プランの3つの基本目標に沿って取りまとめました。内容は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

【男女がともに家事を分担するための側面的な支援の推進】

男女平等や男女共同参画への意識については、依然、共働きであっても、男性よりも女性へ家事・育児等の負担がかかっている【現状】はあるものの、【理想】の姿としては「夫・妻が分け合って行う」が最も多くなっていることから、男女平等や男女共同参画の意識に基づき、家事分担を実践するための側面的な支援（企業への制度周知・制度の利用促進等）が求められている。

【情報紙シェアリングを活用した分かりやすい周知・啓発の推進】

男女共同参画に関する言葉への認知度は高まっているものの、依然として低い割合となっていることから、内容まで理解してもらえるよう、分かりやすい周知・啓発に努める必要がある。その際、広報しもつけに比べて情報紙シェアリングの認知度は低いため、内容の充実に努める必要がある。

【すべての世代に対する多様な学習機会の場の確保】

下野市においては、学校教育の場では男女平等感が県調査と比較しても高いため、子どものころに養われた男女平等や男女共同参画意識がライフステージの中で一層醸成されていくよう努めるとともに、特に、男女共同参画に対する「無関心層」への働きかけとして、生涯学習や社会教育など多様な学習機会の場を確保し、周知していくことが必要である。

【若年層に向けた男女共同参画に関する事業の検討】

現在、市で実施している男女共同参画に関する事業に対しては、若年層の認知度が低く、また参加意向も低いため、内容の検討が必要である。

基本目標Ⅱ 男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

【ワーク・ライフ・バランスが達成できる環境づくり】

「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先したいという意向があるにもかかわらず、男女ともに仕事や家庭生活を優先せざるを得ない状況となっている。

【保育施設等の充実】

女性の望ましい働き方の意識では、再就職を希望する割合が35.4%と最も多くなっている。しかし、正社員での継続だけではなくパートタイムへの切り替えも含めると、就業を継続する割合が再就職を希望する割合を上回っている。また、現在働いていない方の理由として、特に女性で家事や育児の負担を理由に挙げている割合が高くなっている。しかし、今後、働きたいという希望があることから、男女が共に子育てをしながら働き続けるとともに、結婚や出産を機に離職したとしても再就職できるよう、保育施設等の充実・職場の理解、労働時間の短縮化等を行う必要がある。

【職場環境の整備、制度の周知・利用促進】

今後、男性も女性も共に、家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するためには、“働き方を変えること”が最も重要だと考えている方が多くなっているが、コミュニケーションや男性の意識が重要であるとの回答も多くなっている。そのため、雇用者と労働者双方に対する理解の促進と、それを支援するための制度の周知や利用促進を図ることが必要である。

【政策方針決定過程への参画に向けた環境づくり】

政策・方針決定の場への女性参画については、男女の比率にこだわらない人が多くなっている一方で、女性が増えたほうがよいと感じている人も少なくない。そのためには、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参加してもらうこと」が挙げられていることから、男女ともに、個人の能力や適性に応じた参画が図られるような環境をさまざまな場面をつくっていく必要がある。

【男女がともに参画する地域活動の場づくり、活動者の増加に向けた企業の協力の促進】

下野市の地域活動については、男女が共に活動の運営に関わり、女性も役職につき、発言をしている一方で、実際の活動では男女間で意識に差がある。また、地域活動を活性化していくためには、就労環境の改善が重要であるとの回答が高いことから、企業の協力が必要である。

基本目標Ⅲ 男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

【介護者支援の充実、健康づくりの実施】

育児だけでなく、老後への生活に対しても不安が高まっており、介護など男女が協力して高齢者の生活を支えていける体制だけでなく、ワーク・ライフ・バランスの延長線上にある人生を、心身ともに健康的に過ごせる環境づくりと、安心して生活していけるための支援を行うことが求められている。

【子育てサービス・高齢者福祉サービスの充実】

男女が共に輝く社会づくりを進めていくために、市が力を入れる施策として、「子育てを支援するための保育施設や保育サービス及び高齢者施設や高齢者福祉サービスを充実させる」ことへの要望が高まっていることから、個別計画と連携しながら、より一層サービスの充実に努める必要がある。

【若年層に向けたドメスティック・バイオレンスの周知、相談窓口の周知・充実】

ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある人は少なからずみられる。このうち、身体的暴力といった目に見える暴力だけでなく、精神的暴力等が増えてきており、加害側も自己の行為を暴力と認識せず、無意識のうちにドメスティック・バイオレンスの危害を加えている可能性が懸念される。また、ドメスティック・バイオレンスの被害を受けた場合に適切に対処できるよう、若い世代からドメスティック・バイオレンスそのものへの認識を深めていく必要があるとともに、相談体制の整備・相談窓口の周知が重要となっている。

【女性の就業につながる事業の実施】

市が実施する男性も女性も共に輝く社会づくりに関する事業で、参加してみたいと思うものについて、特に女性で就業につながる事業への参加意向が高くなっており、本市では子育て後の就業を希望する割合が高いことから、就業につながる講座が有効である。

3 第一次プランの推進状況

(1) 事業の進捗状況

現在の「シェアリング（わかちあい）しもつけ一下野市男女共同参画プラン」では、3つの基本目標に基づき、男女共同参画に関する事業を推進してきました。平成20年度から平成26年度までの7年間の各事業の進捗状況の総括は以下のとおりです。

＜評価基準＞ ※担当課評価は、平成26年度時点の評価を最終評価としています。

A評価・・・男女共同参画の視点を取り入れている。

B評価・・・男女共同参画の視点をやや取り入れている。

C評価・・・男女共同参画の視点が不足している。

基本目標Ⅰ 互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

施策の方向	A評価 達成率	評価		
		A評価	B評価	C評価
I-1 男女平等意識の確立	100.0%	16	0	0
I-2 固定的な性別役割分担意識の解消	100.0%	10	0	0
I-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進	100.0%	7	0	0

【基本目標Ⅰの総括】

基本目標Ⅰの評価をみると、すべての事業でA評価となっています。

「I-1 男女平等意識の確立」では、すべての事業でA評価となっています。学校教育では、人権教育やキャリア教育において男女共同参画の視点に立った教育を実施するとともに、性教育では、対象の学年を広げ、発達段階に応じた指導を実施しました。一般市民対象として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発に努めたものの、市民の認知度は低くなっており、さらなる周知が課題となっています。また、毎年度、市民との協働により、男女共同参画のつどいや人権教育講演会を実施し、広く市民に対して男女共同参画に関する学習機会を提供しました。さらに、庁内の刊行物等の表現は男女共同参画の視点から表現を留意しているものの、市民に対してメディア・リテラシーの向上に向けた啓発が課題となっています。

「I-2 固定的な性別役割分担意識の解消」では、すべての事業でA評価となっています。広報しもつけの男女共同参画コーナー、男女共同参画週間のパネル展示や情報紙シェアリングを活用し、男女共同参画に関する情報の提供や社会制度・慣行の是正に努めました。男女共同参画に関する用語の認知度や固定的な性別役割分担意識への反対意識もこの5年間で増加していることから、一定の評価が得られています。しかし、依然として、市民の中ではあらゆる分野において固定的な役割分担意識に基づいた活動がなされていることから、引き続

き解消に向けた取組を推進することが重要です。

「Ⅰ-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進」では、すべての事業でA評価となっています。常に男女共同参画に関する情報収集に努めるとともに、国際交流を積極的に行い、国際的な視点からの男女共同参画の意識向上に努めました。しかし、アンケートにおいて市民の関心が低い分野であることから、市民に関心を持ってもらえるような取組を行うことが重要です。

基本目標Ⅱ 男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

施策の方向	A評価 達成率	評価		
		A評価	B評価	C評価
Ⅱ-1 男女がともに築く家庭生活の実現	46.2%	6	7	0
Ⅱ-2 職場での男女平等の推進	55.6%	5	4	0
Ⅱ-3 意思決定の場への女性の参画拡大	85.7%	12	2	0
Ⅱ-4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進	85.7%	6	1	0

【基本目標Ⅱの総括】

基本目標Ⅱの評価をみると、多くの事業でA評価となっているものの、施策の方向によってはB評価が見られます。

「Ⅱ-1 男女がともに築く家庭生活の実現」では、約半数の事業でA評価となっています。各種パンフレットや冊子などを配布・設置することでワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発活動を実施してきましたが、より多くの市民や企業への周知が課題として残っていることから、半数程度がB評価となっています。育児・介護休業法やワーク・ライフ・バランスなどの用語の認知度は増加していることから、今後は制度の利用を希望する市民が利用できることや、市民が望むワーク・ライフ・バランスを推進できる環境づくりに努めることが必要です。併せて、事業主への効果的な周知方法の検討も重要です。

「Ⅱ-2 職場での男女平等の推進」では、約半数の事業でA評価となっています。各種パンフレットや冊子などを配布・設置することで均等な雇用機会と待遇の確保や女性の能力が活かせる職場・環境の整備を企業に働きかけてきましたが、より多くの市民や企業への周知が課題として残っていることから、半数程度がB評価となっています。男女雇用機会均等法自体の認知度は増加しているものの、内容まで知っている割合が減少していることから、より効果的な周知を行う必要があります。また、農業・商工自営業の分野では、女性の活躍は促進されているものの、固定的な性別役割分担意識の是正につながっているかの確認を行うことが重要です。

「Ⅱ-3 意思決定の場への女性の参画拡大」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。審議会等の女性委員の割合を30%以上にすることを目標に掲げており、各課において、

それぞれ推進を図った結果、平成 26 年 4 月 1 日現在で 33.6%と目標達成に至っています。しかし、女性がない審議会等が見られるため、引き続き推進する必要があります。また、女性リーダーの養成や家族経営協定の周知が課題として残っていることから、2事業がB評価となっています。引き続き、あらゆる分野における女性の活躍の促進に向けて、意思決定の場への女性の参画を進める必要があります。

「Ⅱ-4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。地域の各種活動において、男女ともに積極的に参画できる環境づくりを進めました。しかし、地域活動において、男女双方の会員の増強が課題として残っていることから、1事業がB評価となっています。地域活動における性別役割分担意識の是正については、平等と感じている割合が増加しているものの、男性優遇の割合も増加していることから、さらなる推進が必要となっています。また、女性団体の活動支援を行っていますが、団員の減少が課題となっているため、団体間の連携支援が必要となっています。

基本目標Ⅲ 男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

施策の方向	A評価 達成率	評価		
		A評価	B評価	C評価
Ⅲ-1 生涯を通じた健康の保持と増進	85.7%	6	1	0
Ⅲ-2 子育て支援環境の充実	83.3%	10	2	0
Ⅲ-3 男女間のあらゆる暴力の根絶	57.1%	8	6	0
Ⅲ-4 生涯学習の充実	70.0%	7	3	0
Ⅲ-5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備	61.5%	8	5	0
Ⅲ-6 地域コミュニティ活性化の推進	80.0%	4	1	0

【基本目標Ⅲの総括】

基本目標Ⅲの評価をみると、多くの事業でA評価となっているものの、施策の方向によってはB評価が見られます。

「Ⅲ-1 生涯を通じた健康の保持と増進」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。各種検診については受診率の向上に努めるとともに、健康づくりのための各種講座を実施しました。しかし、健康づくり活動において、参加者に男女の偏りがあることや若年層の参加が少ないことが課題として残っていることから、1事業がB評価となっています。また、施策が健康づくり全般となっているため、男女共同参画の視点に立った健康の保持・増進に取り組むことが重要です。

「Ⅲ-2 子育て支援環境の充実」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始に向けて、各種子育て支援事業の充実を図っています。また、地域子育て支援センターや児童館などの施設において、父親の子育てへの

参加を積極的に呼びかけるとともに、両親学級で父親同士の交流機会を設けました。しかし、DVと児童虐待との連携強化や市独自の父子手帳の作成が課題として残っていることから、2事業がB評価となっています。アンケートにおいても、市民の要望が高い分野であることから、市民のニーズに応じた取組を強化することが必要です。

「Ⅲ-3 男女間のあらゆる暴力の根絶」では、約半数の事業でA評価となっています。ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントや虐待の防止に向けて、庁内・庁外問わず関係機関と連携し、周知啓発や相談業務、早期発見などに努めました。しかし、セクシュアル・ハラスメント防止の事業所への周知や暴力等の被害者の支援体制の強化が課題として残っていることから、約半数の事業がB評価となっています。今後は、平成25年度に策定した「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」と連携し、取組を進めることが必要です。

「Ⅲ-4 生涯学習の充実」では、7割の事業でA評価となっています。地域において、男女がともに協力し、自立できる社会づくりをめざして、各種教室や学習機会の充実を図りました。しかし、各種教室において、男女双方の参加しやすい環境づくりが課題として残っていることから、3事業がB評価となっています。第一次プランの期間中は男性向けの講座の充実に力を入れていましたが、アンケートでは女性の就業支援に寄与する講座への希望が高いことから、充実を図ることが必要です。

「Ⅲ-5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備」では、6割の事業でA評価となっています。高齢者全般に対し、男女が共に参加できる、生きがいづくり、介護予防に関する各種事業を実施しました。また、障害者のいる家庭に向けて、相談しやすい環境づくりを行いました。しかし、事業によっては、男女共同参画の視点から配慮した点が、男女双方が参加しやすい環境づくりやパンフレットの配布などの情報提供のみの実施となっていることから、5事業がB評価となっています。今後は、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくりに向けて、様々な活動・団体の新規参加者の増加や相談窓口の周知に努めることが重要です。

「Ⅲ-6 地域コミュニティ活性化の推進」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。男女がともに地域コミュニティ活動に参加できるよう、加入や活動のしやすい環境づくりを行いました。しかし、活動内容の周知や参加者の拡大が課題として残っていることから、1事業がB評価となっています。下野市は女性の自治会長の割合が県内で最も高いものの5.5%となっており、引き続きコミュニティ活動における男女共同参画の推進が必要となっています。

4 下野市の男女共同参画をめぐる主な課題と方向性

統計データ、アンケート調査結果、進捗状況調査から把握した下野市の特徴と課題を踏まえ、本プランで特に重要になると考えられる課題と今後の方向性は以下のとおりです。

(1) あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

- アンケート調査によると、男女共同参画に関する意識は高まりつつあるものの、依然として実践や行動につながっていない状況です。そのため、今後、下野市において男女共同参画をさらに一歩進めていくためには、「実践や行動につなげるための取組」が必要です。
- 女性の望ましい働き方の意識では、子どもが大きくなってからの再就職を希望する割合が最も多くなっています。しかし、正社員での継続だけではなくパートタイムへの切り替えも含めると、就業を継続する割合が再就職を希望する割合を上回っています。特に、この傾向は女性に強くみられており、就労を継続したいという女性が働き続けられる環境づくりが求められています。また、男女が共に家事や子育てを担い、市民がワーク・ライフ・バランスを実現できる生活に向けた、男性の働き方の改革も含めた、より一層の取組が必要です。
- 一方で、女性の活躍の場は、就労だけではありません。政策・方針決定の場への女性の参画については、男女の比率にこだわらない人が多くなっている一方で、女性が増えたほうがよいと感じている人も少なくありません。そのためには、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参加してもらうこと」が挙げられていることから、男女ともに、個人の能力や適性に応じた参画が図られるような環境をさまざまな場面につくっていく必要があります。
- 女性は我が国最大の潜在力とも言われ、その活躍に大きな期待が寄せられています。女性が本人の意思が尊重されながら自らの希望を実現し、持っている能力を十分に発揮するためにも、女性の活躍促進や男女共同参画の実現は、さらに加速して進めていかねばならない重要事項となっています。そのため、国の動向とも歩調を合わせながら、特に「女性」に着目し、就業の継続や再チャレンジなどを促進し、男女が共に輝く社会づくりを進める必要があります。

(2) 女性の活躍を支える基盤づくり

- アンケート調査によると、男女が共に活躍する下野市をつくるためには、その活躍を支える子育て支援サービスの充実と介護サービスの充実が重要となっています。
- また、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要となっています。さらに近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問

題の変化に応じた対策が必要です。

- また、国において、非正規雇用労働者やひとり親、高齢者・障害者など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困など生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組や女性が長期的な展望に立って働けるようにすることが重要であるとの考え方を示しています。
- 育児だけではなく、老後への生活に対しても不安が高まっており、介護など男女が協力して高齢者の生活を支えていける体制だけではなく、ワーク・ライフ・バランスの延長線上にある人生を、心身ともに健康的に過ごせる環境づくりと、安心して生活していける支援を行うことが求められています。

(3) 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

- 意識啓発について、男女共同参画に対する意識は高まっているものの、依然として男女間での意識の差があることから、引き続き、人権尊重や男女共同参画に関する意識啓発に努めるとともに、内容まで理解してもらえよう、分かりやすい周知・啓発に努める必要があります。
- また、子どものころに養われた男女平等や男女共同参画意識がライフステージの中で一層醸成されていくよう努めるとともに、生涯学習など多様な学習機会の場を確保し、周知していく必要があります。その際、将来的な男女共同参画社会に実現に向けて、若年層に向けたアプローチが重要となっています。
- 市が実施する男性も女性も共に輝く社会づくりに関する事業で、参加してみたいと思うものについて、特に女性で就業につながる事業への参加意向が高くなっており、本市では子育て後の就業を希望する割合が高いことから、就業をサポートするような講座の開催が有効です。
- ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある人は少なからずみられます。そのため、ドメスティック・バイオレンスの被害を受けた場合に適切に対処できるよう、若い世代からドメスティック・バイオレンスそのものへの認識を深めていく必要があるとともに、相談体制の整備・相談窓口の周知が重要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方と方向性

1 基本理念と将来像

(仮称) 下野市男女共同参画推進条例は、下野市における男女共同参画のまちづくりの基礎となることから、本プランの基本理念においても、条例に示した7つの基本理念に基づくものとします。

「(仮称) 下野市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

②社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会における制度又は慣行にとられることなく、自らの意思において多様な生き方を選択できること。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されていること。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、相互の協力と社会支援の下、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動と地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野における活動とが両立でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。

⑤男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるようにすること。

⑥国際的協調

男女共同参画の推進のための取組が、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

⑦性同一性障がい者等に対する配慮

性同一性障がいまたは先天的に身体上の性別が不明瞭である者等に配慮されること。

さらに、上記の基本理念のもと、今後5年間の計画期間において以下のように将来像を設定し、その実現をめざします。

※現行の男女共同参画プランの将来像は「お互いを理解し尊重する 心豊かな社会の実現をめざす下野市」です。

【将来像】

2 基本目標

本プランでは、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき3つの基本目標を次のように定めます。

基本目標Ⅰ あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

職場における男女共同参画、子育て支援の気運の醸成を図り、仕事を持つ男女のワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性の就労継続や再就職支援などを推進するとともに、男性の働き方の改革などを進め、男女がともにいきいきと働き続けられる職場環境づくりを促進します。

また、さまざまな分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針の決定過程に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災などの分野においても積極的に女性の参画を促すなど、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 女性の活躍を支える基盤づくり

男女がともに、あらゆる分野において活躍することができるよう、家庭生活と仕事や地域活動など他の活動の両立に向けて、子育て・介護にかかる支援を充実します。

また、ひとり親や貧困を抱える家庭をはじめとする困難を抱える多様な家庭が安心して暮らせるよう、環境を整備します。

さらに、男女が互いの身体の特徴を十分に理解したうえで、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、人生の各段階に応じた健康支援に取り組むなど、女性の活躍を支える基盤づくりを進めます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

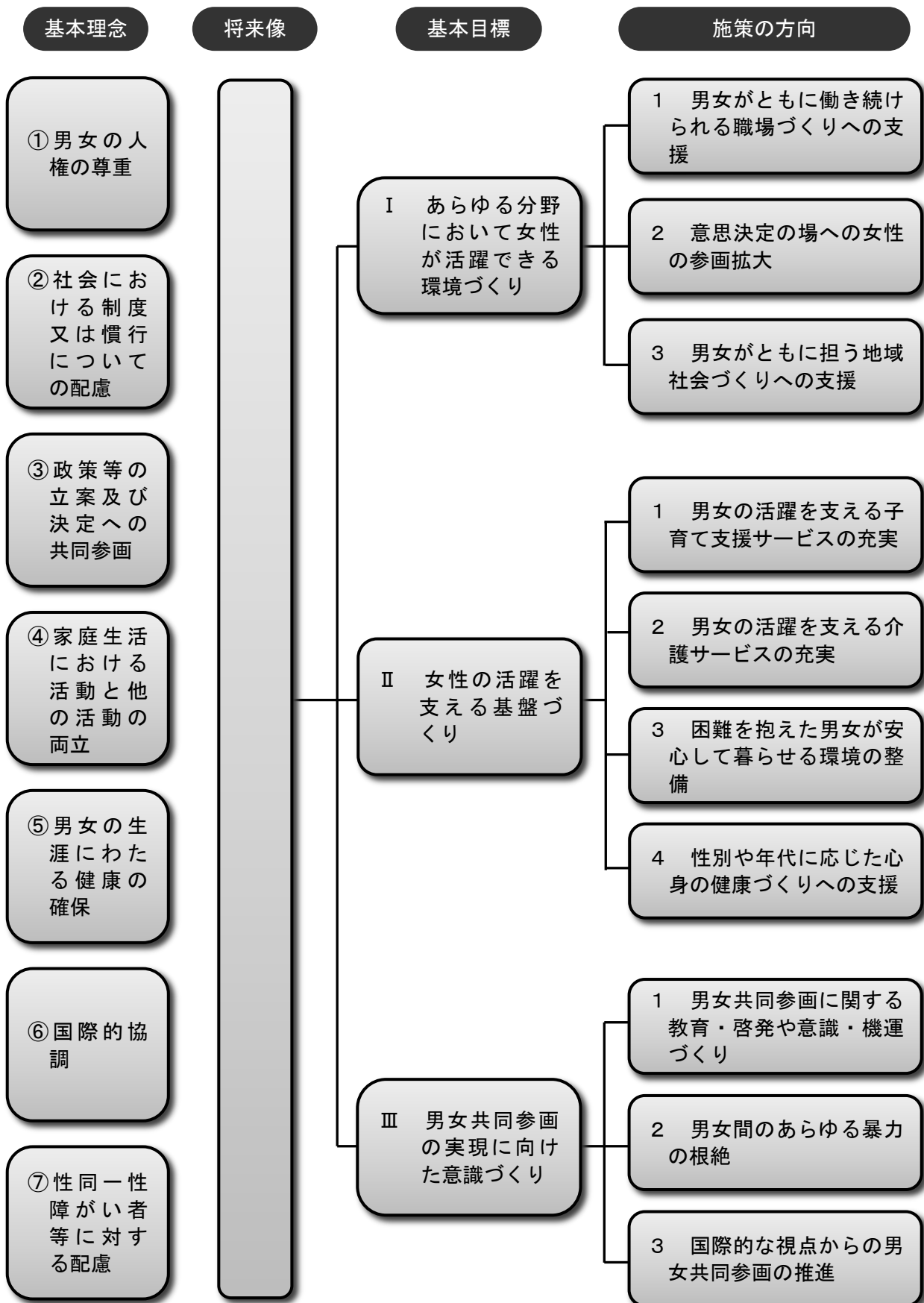
家庭や地域などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動や教育・学習機会を通じて、男女共同参画の意識を育みます。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）や各種ハラスメントをはじめとする、あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、暴力防止に関する啓発、被害者に対する支援体制の充実を図ります。

さらに、国際的協調の観点から、国際交流及び教育などの国際理解を推進し、国際的視野を持った男女共同参画の推進を図るなど、男女共同参画の実現に向けた意識づくりを進めます。

3 施策の体系

※現行の男女共同参画プランの将来像は「お互いを理解し尊重する 心豊かな社会の実現をめざす下野市」です。



第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

施策の方向Ⅰ-1 男女がともに働き続けられる職場づくりへの支援

▶▶基本方針

女性が生涯を通じて経済的に自立し、働きながら安心して子どもを産み、育てていけるよう、企業や事業主等に向けて、男女がともに働きやすい職場づくりなど、男女共同参画の積極的な取組を促進するよう啓発活動を進めます。

また、一旦離職した男女がライフスタイルに合わせて、働くことができるよう、起業や再就職、能力開発等に関して、情報の提供や相談の実施、セミナーの開催等、それぞれの立場に立った支援を行います。

▶▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
職場での男女平等について、募集や採用において「平等になっている」と回答する人の割合（市民意識調査）	市民協働推進課	51.9% （平成27年度）	57% （平成32年度）

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	均等な雇用機会と待遇の確保	雇用機会や待遇における男女平等の確保のため、「男女雇用機会均等法」などの勤労に関わる法と制度の定着が図られるよう、企業等への普及・啓発を図ります。	
		主な事業	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ☼企業や事業主等への「男女雇用機会均等法」の周知 ☼公共職業安定所等との連携による相談業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 商工観光課 市民協働推進課 商工観光課
2	男女の能力が活かせる職場環境の整備	意欲ある男女がその能力を十分に活かせる職場環境の整備を促進するため、企業や事業主等に対する情報提供・啓発活動に努めるとともに、各種表彰制度や認定制度の取得に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ☼職場における慣習的な男女差別意識改善のための啓発活動の推進 ☼両立支援等助成金制度等の周知及び活用に向けた支援 ☼両立支援推進のための情報提供及び実施に向け 	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進課 商工観光課 商工観光課 商工観光課
			商工観光課

No	施策	施策内容	
		た支援 ✳️各種表彰制度や認定制度の取得に向けた支援	商工観光課
3	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民への普及・啓発	市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催や好事例集の作成を行います。	
		主な事業	担当課
		✳️学生や若手社員などを対象にしたイベント・セミナー等の実施	生涯学習文化課 商工観光課
		✳️ワーク・ライフ・バランスの取組の事例集の作成・配布	市民協働推進課
4	農業・商工自営業におけるパートナーシップの促進	農業や商工自営業における慣習的な性別役割分担意識の改善と、女性の地位や収入の確保を図るための啓発活動、研修の実施及び相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		✳️女性の地位や収入の確保を図るための啓発活動、研修・相談の実施	農政課
		✳️農業における家族経営協定の締結の支援や締結後の交流会などの実施	農業委員会
5	女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援	就労や地域での活躍など、女性がいつまでもチャレンジできる環境を整えるため、キャリアアップのための講座等を開催するとともに、就業に関する相談事業を実施します。	
		主な事業	担当課
		✳️マザーズハローワークやハローワークのマザーズコーナー等との連携による女性の就業支援の実施	商工観光課
		✳️女性起業家創業資金制度を活用した女性の起業に向けた支援	商工観光課

▶▶市民の行動目標

- ❖働き方や個性・能力に応じた役割分担によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、自分の望む姿を考え、実現してみましょう。
- ❖女性の意欲に応じてチャレンジできる職場環境づくりに取り組みましょう。

施策の方向 I - 2 意思決定の場への女性の参画拡大

▶基本方針

市政の政策形成に多様な視点を取り入れ、男女がともに暮らしやすい市としていくために、市審議会等の委員への女性の参加を推進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大します。また、職場や地域活動の場における女性の参画についても促進します。

▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
市の審議会等委員の女性の割合	市民協働推進課	33.6% (平成 26 年度)	40% (平成 32 年度)

▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容						
1	政策決定への男女共同参画の促進	女性の視点を反映させ、市の政策や方針決定の過程への男女共同参画を推進するため、審議会・委員会等への女性委員の登用を促進します。また、市職員の管理職等についても、公正・公平な能力評価により積極的に女性の登用を図ります。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>✧審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進</td> <td>市民協働推進課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	✧審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進	市民協働推進課		
主な事業	担当課							
✧審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進	市民協働推進課							
2	企業や団体における方針決定への男女共同参画の促進	職場内での性別役割分担意識の改善や企業を支える貴重な人材として女性の能力の適切な評価に基づき、方針決定の過程への男女共同参画が図られるよう、ポジティブアクションの実施について企業や団体への啓発活動を推進します。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>✧企業や団体における男女共同参画促進のための啓発</td> <td>市民協働推進課 商工観光課</td> </tr> <tr> <td>✧ポジティブアクションの実施に向けた支援</td> <td>商工観光課 市民協働推進課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	✧企業や団体における男女共同参画促進のための啓発	市民協働推進課 商工観光課	✧ポジティブアクションの実施に向けた支援	商工観光課 市民協働推進課
		主な事業	担当課					
✧企業や団体における男女共同参画促進のための啓発	市民協働推進課 商工観光課							
✧ポジティブアクションの実施に向けた支援	商工観光課 市民協働推進課							
3	地域活動での方針決定への男女共同参画の促進	地域活動やボランティア活動などの方針決定に際して、男女共同参画を促進するための啓発活動を推進するとともに、女性もリーダーとして積極的に参画できるよう情報や研修の機会を提供します。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>✧女性リーダーの養成・研修機会の提供</td> <td>生涯学習文化課</td> </tr> <tr> <td>✧自治会を対象とした出前講座の実施</td> <td>市民協働推進課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	✧女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習文化課	✧自治会を対象とした出前講座の実施	市民協働推進課
		主な事業	担当課					
✧女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習文化課							
✧自治会を対象とした出前講座の実施	市民協働推進課							
4	農業・商工自営業における経営への男女共同参画の促進	農業や商工自営業における経営方針決定等への女性の参画を促進するため、各種研修会の実施や交流・情報交換の機会づくりなどを積極的に推進します。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>✧農業や商工・自営業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動の推進</td> <td>農業委員会 農政課 商工観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	✧農業や商工・自営業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動の推進	農業委員会 農政課 商工観光課		
主な事業	担当課							
✧農業や商工・自営業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動の推進	農業委員会 農政課 商工観光課							

▶▶市民の行動目標

- ❖ 市政へ関心をもち、審議会等の委員に積極的に参画しましょう。
- ❖ 男女がともに積極的に地域活動に参画しましょう。

施策の方向 I-3 男女がともに担う地域社会づくり

▶▶基本方針

コミュニティ活動、防災、防犯、環境など地域活動の様々な分野に男女がともに自ら進んで参画することができるよう、環境の整備に努めます。

▶▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
自治会活動などの地域活動の場が「男女平等である」と回答する人の割合（市民意識調査）	市民協働推進課	31.5% (平成 27 年度)	40% (平成 32 年度)

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	地域活動への男女共同参画の促進	男女がともに地域活動やボランティア活動、PTA活動などに参画できるよう、意識・環境づくりを進めます。	
		主な事業	担当課
		☀地域活動における性別役割分担の見直しの促進	市民協働推進課
2	団体活動の支援と連携の促進	男女がともに自己実現を果たすため、団体活動を支援するとともに、団体間の更なる連携を促進します。	
		主な事業	担当課
		☀女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援	生涯学習文化課
3	男女がともに参画する安全な地域社会づくり	地域の防災・防犯活動が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女双方の参画が促進されるよう、働きかけます。	
		主な事業	担当課
		☀自主防災組織への女性の参画	安全安心課
		☀地域防犯活動への参画	安全安心課

▶▶市民の行動目標

- ❖ 性別にかかわらず、主体的・自発的に地域活動に取り組みましょう。
- ❖ 活動団体においては、性別によらない運営を行いましょう。

基本目標Ⅱ 女性の活躍を支える基盤づくり

施策の方向Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実

▶基本方針

誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参加できるよう、多様な働き方や子育てニーズなどに対応したきめこまやかな保育サービスを充実し、地域全体で子育て支援に取り組めます。

▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
保育所の待機児童数	こども福祉課	1人 (平成27年度)	0人 (平成32年度)
乳幼児健康診査対象児の状況把握の割合	健康増進課	100% (平成27年度)	100% (平成32年度)

▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	子育て支援事業の充実	共働きや核家族の増加、多様な就業形態に対応しつつ、次代を担う子どもたちを健やかに育てていくため、ニーズに対応した子育て支援事業の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☼民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援	こども福祉課
		☼低年齢児童の受け入れ態勢の充実	こども福祉課
		☼学童保育、0歳児保育、障害児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進	こども福祉課
☼ファミリー・サポート・センター事業の充実	こども福祉課		
2	子育てに関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している子育て支援事業が必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☼子育てに関する情報の発信	こども福祉課 健康増進課
		☼地域子育て支援センター、児童館、保健福祉センター等における相談体制の充実	こども福祉課
☼利用者支援事業の実施	こども福祉課		
3	父親参加の子育てに向けた支援の推進	子育てにおける男性の参加を促進するため、男性の意識改革を促進するとともに、両親ともに参加する講座を提供し、家庭内の子育て環境づくりを支援します。	
		主な事業	担当課
		☼父子手帳の配布等による意識啓発の推進	健康増進課
☼両親学級、子育て支援講座等への父親参加の促進	健康増進課 生涯学習文化課		

No	施策	施策内容	
		☀「育児・介護休業法」や「育児・介護休業制度」等の周知	市民協働推進課 健康増進課 商工観光課

▶▶市民の行動目標

- ❖自ら子育て支援や事業の情報を入手するように努めましょう。
- ❖男女が共に子育てに積極的に関わられるよう、家庭内で話し合しましょう。
- ❖地域全体で子育てを支援するという意識を持ちましょう。

施策の方向Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護サービスの充実

▶基本方針

高齢者や障害者の介護・介助を行う家庭が仕事と介護・介助を両立できるよう、環境整備や制度活用、理解の促進を図り、地域全体で介護・介助支援に取り組める環境を整備します。

▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
家族の介護を理由に仕事をやめたことがあるかについて、「自分（回答者自身）が辞めた」と回答する人の割合（市民意識調査）	市民協働推進課	4.5% (平成27年度)	0% (平成32年度)
家族介護支援事業の実施回数	高齢福祉課	年12回 (平成27年度)	年15回 (平成32年度)

▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	介護・介助者の負担軽減のための支援の充実	自宅で介護・介助に携わる人の負担の軽減を図るため、介護・介助の仕方を学ぶ教室を開催するとともに、様々なサービスの提供に努めます。	
		主な事業	担当課
		☛家族介護支援事業（ほっと介護教室・介護者交流会等）の実施	高齢福祉課
		☛高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供	高齢福祉課
		☛家族支援（交流会、学習機会の提供等）の実施 ☛障害福祉サービスの提供	社会福祉課 社会福祉課
2	介護・介助に関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している介護サービスや障がい者支援サービスが必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☛介護サービス等に関する情報の発信	高齢福祉課
		☛地域包括支援センター等における相談体制の充実	高齢福祉課
		☛障害福祉サービス等に関する情報の発信 ☛障がい者相談支援センター等における相談体制の充実	社会福祉課 社会福祉課

▶市民の行動目標

- ❖ 固定的な役割分担意識を払しょくし、家族みんなで介護・介助に取り組みましょう。
- ❖ 家族で抱え込まず、困ったときは相談し、公的サービスを利用しましょう。

施策の方向Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

▶▶基本方針

男女共同参画の視点に立ち、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人や性同一性障がい者など、様々な困難に置かれている男女が安心して暮らせるよう、関係機関との連携を強化しつつ、経済的な自立支援、各種サービスの充実など、多方面からの環境の整備を行います。

▶▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
地域ふれあいサロンの設置数	高齢福祉課	14 箇所 (平成 27 年度)	23 箇所 (平成 32 年度)

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	ひとり親家庭や生活困窮者等に対する支援の充実	ひとり親家庭や貧困など、生活上の困難に直面する男女に対し、国や県との連携のもと、情報の提供や相談を行うとともに、就労・学習などの機会を提供するなど、自立に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		☀ひとり親家庭に対する相談体制の充実	こども福祉課
		☀ひとり親家庭に対する就労支援の実施	こども福祉課 社会福祉課
		☀生活困窮者に対する相談体制の充実 ☀生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施	社会福祉課 社会福祉課
2	高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護予防に取り組むとともに、生きがいをもって活躍できるよう、就業機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		☀介護予防事業の充実	高齢福祉課
		☀シルバー人材センターや公共職業安定所等と連携した高齢者の就労機会の充実	高齢福祉課 商工観光課
		☀高齢者の社会活動への参加機会の充実	生涯学習文化課
3	障がい者が安心して暮らせる環境の整備	障がい者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、就業の機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		☀障がい者の就労機会の確保と拡大	社会福祉課 商工観光課
		☀障がい者の社会活動への参加機会の充実	社会福祉課
		☀障害者差別解消支援地域協議会の設置	社会福祉課
4	外国人が安心して暮らせる環境の整備	市内で生活する外国人に対し、文化・言語・価値観の違いにより困難を抱えることがないよう、情報提供体制や相談体制を充実します。	
		主な事業	担当課

No	施策	施策内容	
		☀多言語による情報提供の充実	市民協働推進課
		☀外国人向けの相談体制の整備	市民協働推進課
		☀日本語教室の実施	市民協働推進課
5	性同一性障がい者等が安心して暮らせる環境の整備	性同一性障がい者等が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、あらゆる場において配慮した対応を行います。	
		主な事業	担当課
		☀性同一性障がい等に関する啓発・情報の提供	市民協働推進課
		☀窓口業務等における性同一性障がい等に配慮した対応の実施	市民課

▶▶市民の行動目標

- ❖少しでも困ったことがあれば、関係機関に相談しましょう。
- ❖相手を思いやる心を持ち、困っている人がいれば関係機関につながりましょう。

施策の方向Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援

▶基本方針

男女がその健康状態や思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じて、生涯を通して的確に自己管理ができるよう支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持や生活習慣病の予防に向けた支援を行います。

▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
リプロダクティブ・ヘルス/ライツを“知っている（「よく知っている」と「多少は内容（中身）を知っている」と「名称（言葉）は聞いたことがある」を合わせたもの）”と回答する人の割合（市民意識調査）	市民協働推進課	21.7% (平成27年度)	27% (平成32年度)
乳がん検診の受診率	健康増進課	31.1% (平成27年度)	60%以上 (平成32年度)

▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	生涯にわたる女性の健康管理・母子保健医療等の充実	母性の保護や生涯にわたる女性の健康・健全な生活の確保のため、女性特有の症状や病気、性に関する病気等に対応した知識の普及や健康診査、母子保健医療等の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☼骨粗しょう症や更年期障害、子宮がんや乳がんなど、女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の正しい知識の普及	健康増進課
		☼女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康診査の充実	健康増進課
		☼女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康相談・助成体制等の充実	健康増進課
		☼妊産婦に対する健康診査や健康教育・指導など、母子保健対策・助成等の支援体制の充実	健康増進課
		☼リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課
		☼男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課
2	健康診査の充実	男女に関わらず、生涯を通じて健康を保持できるよう、健康診査の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☼特定健診・特定保健指導の実施	健康増進課 市民課
		☼ヤング健診の実施	健康増進課

▶▶市民の行動目標

- ❖ 定期的に健康診査やがん検診等の各種検診を受診し、健康の保持に努めましょう。
- ❖ 妊娠出産や更年期疾患など、女性特有の健康上の問題について理解を深めましょう。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

施策の方向Ⅲ-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり

▶▶基本方針

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

男女共同参画社会基本法が制定されて15年が経過し、下野市においても様々な機会を通じ、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動やあらゆる機会を通じた教育・学習機会の提供に努めてきました。その結果、本市においても、男女共同参画に対する意識は高まっているものの、依然として、男女間での意識の差や性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く残っています。長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、すぐに払拭できるものではありませんが、自ら希望する生き方を主体的に選択できるよう、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方への理解を深めることは、男女共同参画社会を実現する上での基盤であり、社会の持続的な発展のためには不可欠であると考えられます。

そのため、引き続き、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動やあらゆる機会を通じた教育・学習機会を提供することで、男女共同参画が正しく理解される下野市を目指します。

▶▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
社会全体で「男女平等である」と回答する人の割合（市民意識調査）	市民協働推進課	12.2% (平成26年度)	18% (平成32年度)
男女共同参画のつどいの若年層（40代まで）の参加割合の増加	市民協働推進課	20% (平成26年度)	30% (平成32年度)

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	男女平等を推進する学校教育の推進	男女がそれぞれの個性を活かしながら、能力をのばし、相互に理解しあえる人間の育成をめざす教育を推進するため、各教科や特別活動等とおして、ジェンダーにとらわれない自由な学習や指導の充実を推進するとともに、適切な指導が可能となるよう教職員に対する研修や啓発を進めます。	
		主な事業	
		☛男女共同参画の視点に立った教科・教育内容の充実	学校教育課
		☛性別にとらわれないキャリア教育の実施	学校教育課
		☛教職員に対する男女平等に関する研修の実施	学校教育課
☛学校における教職員の男女平等の推進	学校教育課		

No	施策	施策内容	
2	男女共同参画に関する情報提供、啓発活動の推進	男女共同参画の正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や啓発イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民との共働による啓発事業などの取組を展開します。	
		主な事業	担当課
		☀男女共同参画に関するフォーラム・シンポジウム等の開催	市民協働推進課
		☀広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	市民協働推進課
		☀男女共同参画週間を活用した啓発活動の実施 ☀市民の意識調査の定期的な実施	市民協働推進課
3	人権と性の尊重意識の醸成	市民が人権や性に対する正しい理解と意識を持てるよう、小中学生に対する性に関する正しい教育を実施するとともに、広く一般市民に対する人権意識を啓発する事業を展開します。	
		主な事業	担当課
		☀人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習文化課
		☀発達段階に応じた性教育の充実 ☀人権週間を活用した啓発活動の実施	学校教育課 健康増進課 市民協働推進課
4	あらゆるメディアにおける女性の人権を尊重した表現等の定着化の促進	映像や書物、インターネット等メディア上の表現について、身近な社会生活の上からも厳しい目で判断・選択し、人権を尊重した表現等の定着化を促進するため、学習機会や啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		☀メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供や啓発活動の推進	学校教育課 市民協働推進課
		☀公的刊行物や庁内文書に関する不適切な表現の積極的是正と、遵守すべき基準の周知	総務課 総合政策課
5	男女の自立を支える教育・学習機会の充実	家庭や地域における固定的な役割分担意識を見直すとともに、男女がともに協力し、自立できる社会づくりをめざし、各種教育・学習機会の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☀男性の生活習慣自立等のための講座等の実施	健康増進課 生涯学習文化課
		☀女性の学習・就業のための講座等の実施	健康増進課 生涯学習文化課
		☀生涯学習・啓発のための冊子・パンフレットの発行 ☀男女が家庭生活を営むために必要な知識・技能等を習得する家庭科教育の推進	健康増進課 生涯学習文化課 学校教育課

▶▶市民の行動目標

- ❖ 男女共同参画に関する研修・講座に参加するなど、理解を深めるための学習に取り組みましょう。
- ❖ 人権や性に対する正しい理解と意識を持つために、様々な学習機会を活用しましょう。
- ❖ 家庭や地域における固定的な役割分担意識を見直しましょう。

施策の方向Ⅲ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

▶▶基本方針

男女共同参画社会の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。

しかし、配偶者やパートナーからの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどのあらゆるハラスメント行為は犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。このようなあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現を大きく阻んでいる現状があります。

特に、DVは、家庭内で行われているため、外部からの発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、その被害が深刻化・潜在化しやすいという傾向があります。本市では、平成25年度に「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施しています。

今後も引き続き、「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」と連携し、DV防止対策と被害者への支援を行うとともに、あらゆるハラスメントやストーカー防止対策を推進することで、あらゆる暴力が根絶した下野市を目指します。

▶▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
DVの窓口について「いずれも知らない」と回答する人の割合（市民意識調査）	市民協働推進課	50.9% (平成26年度)	45% (平成32年度)
DVを受けたときに「相談した」と回答する人の割合（市民意識調査）	市民協働推進課	35.5% (平成26年度)	40% (平成32年度)

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	DV防止対策と被害者への支援	「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、DVに関する一層の広報・啓発を図るとともに、関係機関との連携のもと、被害者の立場に立ったきめ細やかで切れ目のない支援を行います。	
		主な事業	担当課
		☀家庭、地域、職場、学校における啓発の充実	市民協働推進課 全課
		☀DVに関する相談体制の充実	こども福祉課
		☀被害者の保護体制の充実	こども福祉課 生活安全課 高齢福祉課
		☀被害者の自立支援の充実	こども福祉課 社会福祉課 市民課 学校教育課

No	施策	施策内容	
2	あらゆるハラスメントやストーカー防止のための取組の推進	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、差別意識や無意識な慣習に根ざす肉体的・精神的な全ての暴力の根絶のため、人権の尊重や暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発活動、意識改革のためのセミナーの実施等、社会全体での取組を推進します。	
		主な事業	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ☀あらゆるハラスメントの防止のための労使双方の啓発の推進 ☀ストーカーの防止に向けた広報啓発の実施 	商工観光課

▶▶市民の行動目標

- ❖あらゆる暴力は個人の尊厳を侵害する行為であることを認識しましょう。
- ❖身近に暴力を受けているような人がいたら、関係機関に連絡・相談しましょう。

施策の方向Ⅲ-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進

▶▶基本方針

今日まで、我が国の女性問題や男女共同参画の取組は、世界的な取組と共に進められてきました。政治や経済、文化など社会の様々な分野で国際化が進んでいる中、男女共同参画の取組も国際的な動きと連動し影響を受けながら進んでおり、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めていく必要があります。

また、市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画社会を認識することで、多様な文化や価値観に触れ、違いを認め合う意識が醸成されることが期待されます。

本市においても、男女共同参画の実現を国際的な課題としてとらえ、今後も男女共同参画のための国際情報を収集し提供するとともに、国際交流を進めることで、国際的な視点から男女共同参画を理解できる下野市を目指します。

▶▶成果指標

成果指標	担当課	現状値	目標値
男女共同参画に関する国際情報の提供件数	市民協働推進課	件 (平成 26 年度)	件 (平成 32 年度)

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	男女共同参画のための国際情報の収集と提供	国際的に広い視野をもって身近なところから男女共同参画を推進するため、様々な国際情報の収集と提供に努めます。	
		主な事業	担当課
		☼男女共同参画に関する様々な国際情報の収集と提供	市民協働推進課
		☼父親支援事業など、国際的な先進事例に関する情報の収集と提供	市民協働推進課 生涯学習文化課
2	男女共同参画の視点からの国際交流の推進	国際的な動向や先進諸国の制度等について学び、国際的視野を広めるとともに多様な価値観を普及するため、国際交流を推進します。	
		主な事業	担当課
		☼国際交流活動の促進と支援の充実	市民協働推進課
		☼国際交流員や外国語指導助手等との交流活動の促進	市民協働推進課 学校教育課
		☼姉妹都市との交流事業の促進	市民協働推進課

▶▶市民の行動目標

- ❖ 男女共同参画に関する国際的な動向を把握しましょう。
- ❖ 国際交流に積極的に参加しましょう。